

後期高齢者医療制度の概要

(令和2年度版)



山梨県後期高齢者医療広域連合

目 次

I	後期高齢者医療制度の沿革	—————	P 1
II	後期高齢者医療広域連合の組織	—————	P 2
III	後期高齢者医療制度の概要		
1	制度の運営としくみ	—————	P 3～P 6
	市町村負担金の状況 …… (P 5・P 6)		
2	被 保 険 者	—————	P 7～P 10
	被保険者数の推移 …… (P 8)		
	年齢区分別の状況 …… (P 9)		
	異動事由別の状況 …… (P 9)		
	市町村別被保険者数 …… (P 10)		
3	保 険 料 の 賦 課	—————	P 11～P 16
	所得区分別の状況 …… (P 14)		
	軽減被保険者の状況 …… (P 14)		
	保険料賦課状況 …… (P 15・P 16)		
4	保 険 料 の 徴 収	—————	P 17～P 22
	保険料収納状況 …… (P 19)		
	市町村別収納状況 …… (P 20・P 21)		
	短期証等の交付状況 …… (P 22)		
	差押えの状況 …… (P 22)		
	不納欠損の状況 …… (P 22)		
5	保 険 給 付	—————	P 23～P 37
	医療費及び医療給付費 …… (P 27)		
	葬祭費 …… (P 28)		
	診療種別医療費の状況 …… (P 28)		
	1人当たり医療費の状況 …… (P 29)		
	市町村別医療費の状況 …… (P 30)		
	市町村別療養給付費の状況 …… (P 31)		
	市町村別1人当たり医療費〔総額〕 …… (P 32)		
	市町村別1人当たり医療費〔内訳〕 …… (P 34)		
	市町村別1人当たり療養費の状況 …… (P 35)		
	市町村別診療費諸率の状況 …… (P 36・P 37)		
6	医 療 費 の 適 正 化	—————	P 38
7	保 健 事 業	—————	P 39～P 42
	市町村別交付額の状況 …… (P 41)		
	市町村別交付額の状況(歯科) …… (P 42)		
8	決 算 の 状 況	—————	P 43～P 48
	一般会計決算の状況 …… (P 46)		
	特別会計決算の状況 …… (P 47・P 48)		
IV	年 表	—————	P 49～P 56

I 後期高齢者医療制度の沿革

S48	S58	H9	H11	H12	H14	H15	H17	H18	H20
老人医療費の無料化 (自治体レベルでは35年)	老人保健法を制定	政府等で新制度の検討を開始	老健拠出金不払い運動	新制度を平成14年度に必ず実施すること	新制度まともらず次の課題に	医療保険制度体系等に関する基本方針を決定	医療制度改革大綱を決定	健康保険法等改正法案が成立	後期高齢者医療制度が施行

従来、75歳（一定の障害のある人は65歳）以上の方は、国保や健保組合などの医療保険制度に加入したまま、「老人保健制度」のもとで医療を受けていましたが、特に高齢者の医療費が急速に伸びるなか、高齢者と若年者の費用負担の関係が不明確であること等による不公平感や、制度の運営責任が不明確といった問題点が指摘されていました。

老人保健制度

- 若人と高齢者の費用負担関係が不明確
- 保険料を納めるところ（健保等保険者）と使うところ（市町村）が分離し、運営責任が不明確
- 加入する保険や市区町村により、保険料額に差がある

医療給付の財源構成

窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4:県1:市1)
	国保・被用者保険からの拠出金 5割 (高齢者と現役世代の保険料の区別無し)

後期高齢者医療制度

- 若人と高齢者の負担を明確化（若人が給付費の4割、高齢者が1割）
- 保険料を納めるところと、使うところを広域連合に一元化して、運営責任を明確化
- 都道府県ごとの医療費水準に応じた保険料を高齢者全員で公平に負担

医療給付の財源構成

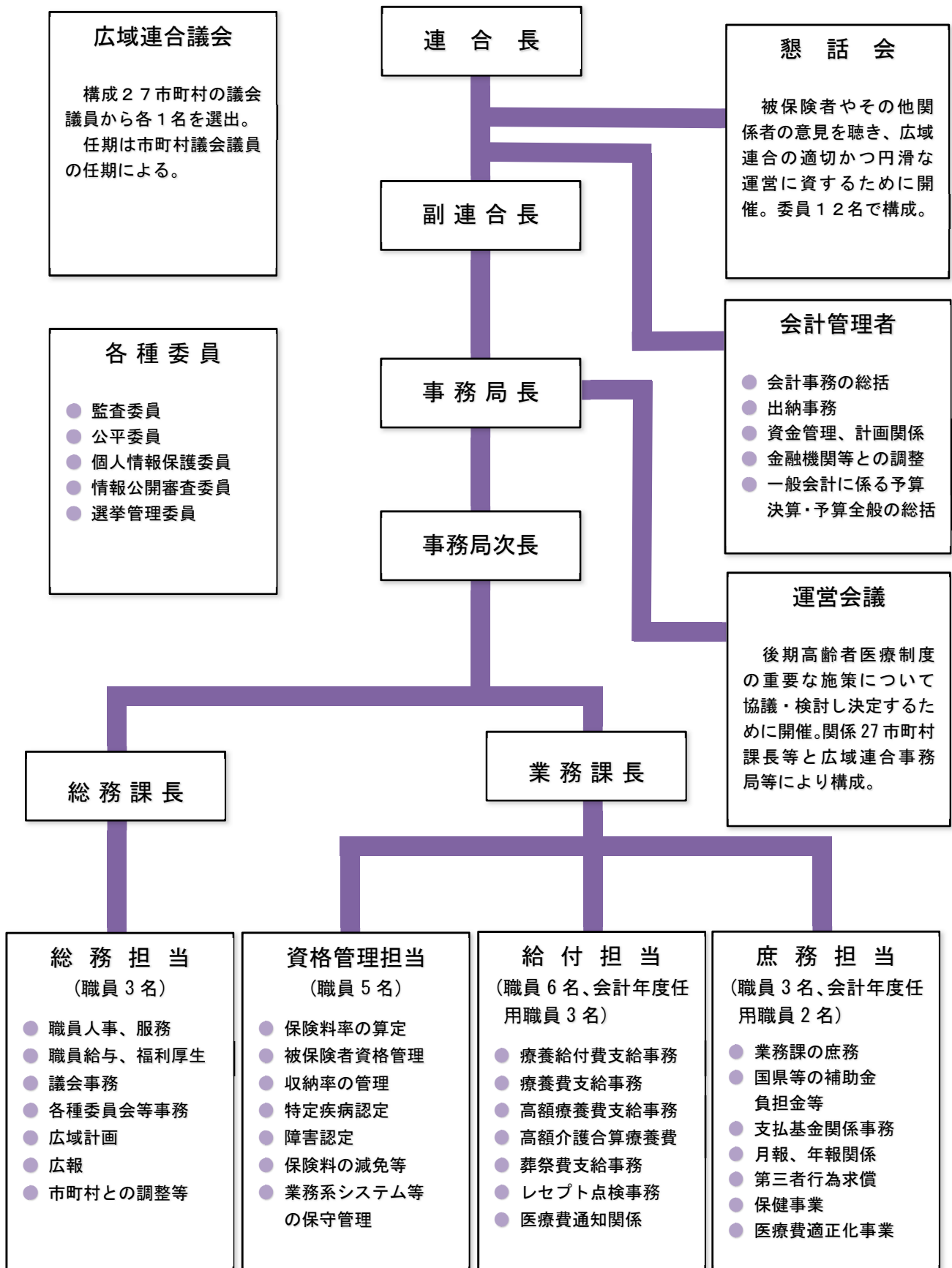
窓口での自己負担金	公費負担 5割 (国4:県1:市1)	被保険者の保険料 1割
	国保・被用者保険(現役世代)からの支援金 4割	

そして、これらの問題点を解決しながら、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、急速に進む高齢化社会に対応するための仕組みとして、平成20年4月1日、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

こうして始まった「後期高齢者医療制度」ですが、施行後すぐに廃止法案が国会に提出されるなど、当初は安定した制度とはいえませんでした。

しかし、社会保障改革国民会議の報告書（平成25年8月）において、後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、今後は、現行制度を基本としながら必要な改善を行っていくことが適当である旨の報告がなされ、その後の持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の成立（平成25年12月）を経て、現在では定着した制度になりつつあります。

Ⅱ 後期高齢者医療広域連合の組織



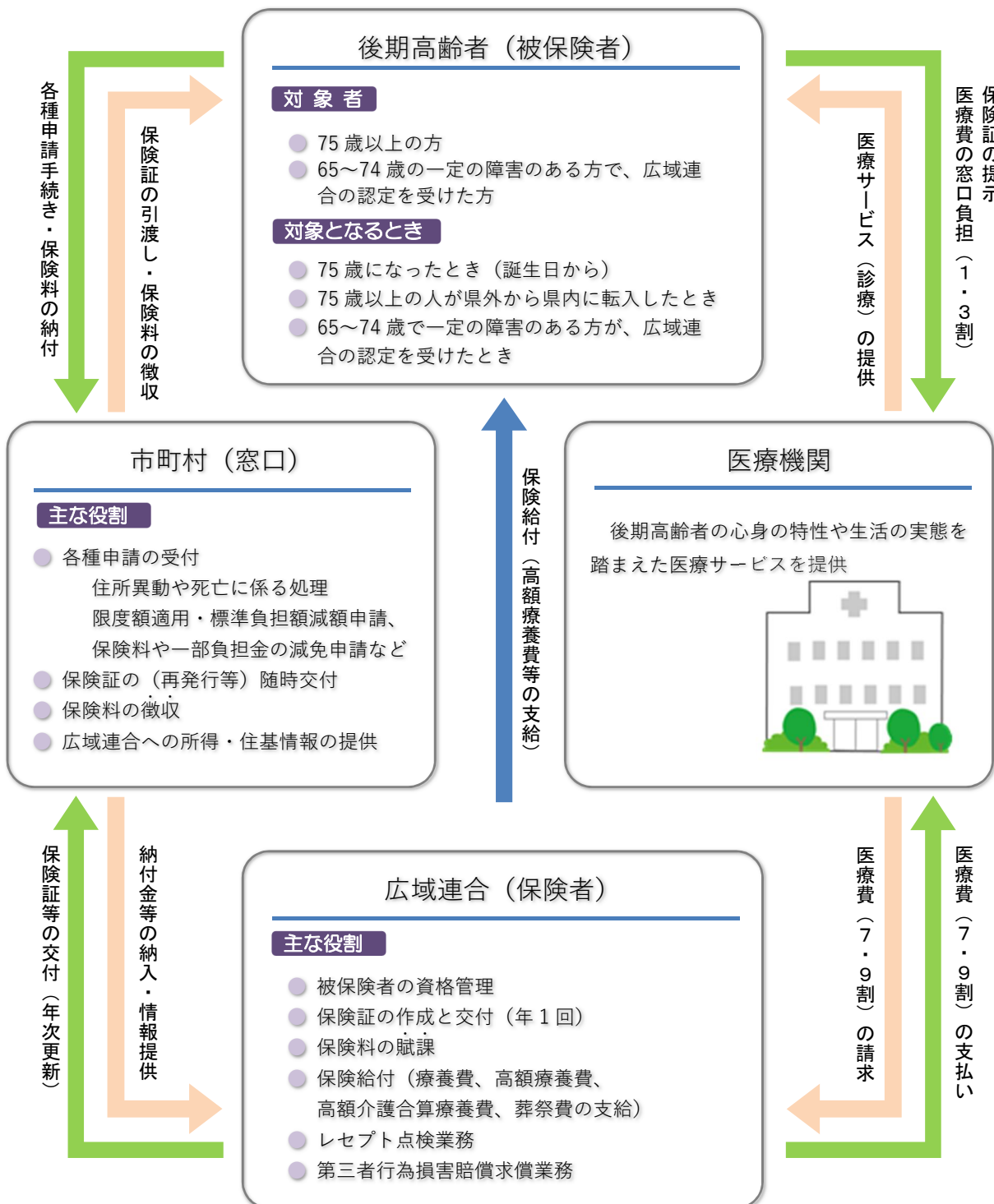
Ⅲ 後期高齢者医療制度の概要

1 制度の運営としくみ

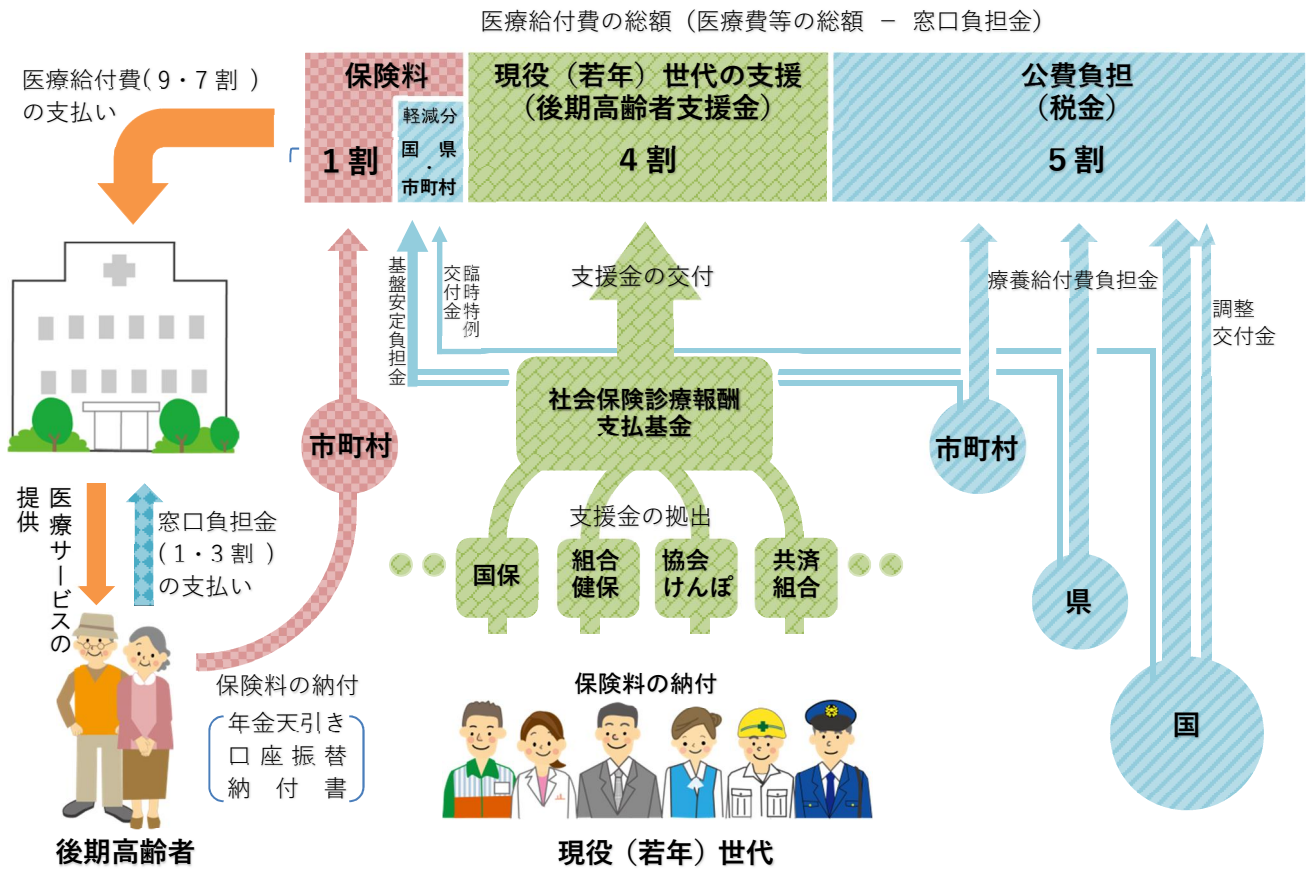
(1) 制度の運営

後期高齢者医療制度の運営は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合が行います。

山梨県においては、平成 19 年 2 月 1 日に県内のすべての市町村が加入する山梨県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成 20 年 4 月 1 日に制度が施行されました。市町村と役割分担を行いながら、保険者として制度を運営しています。



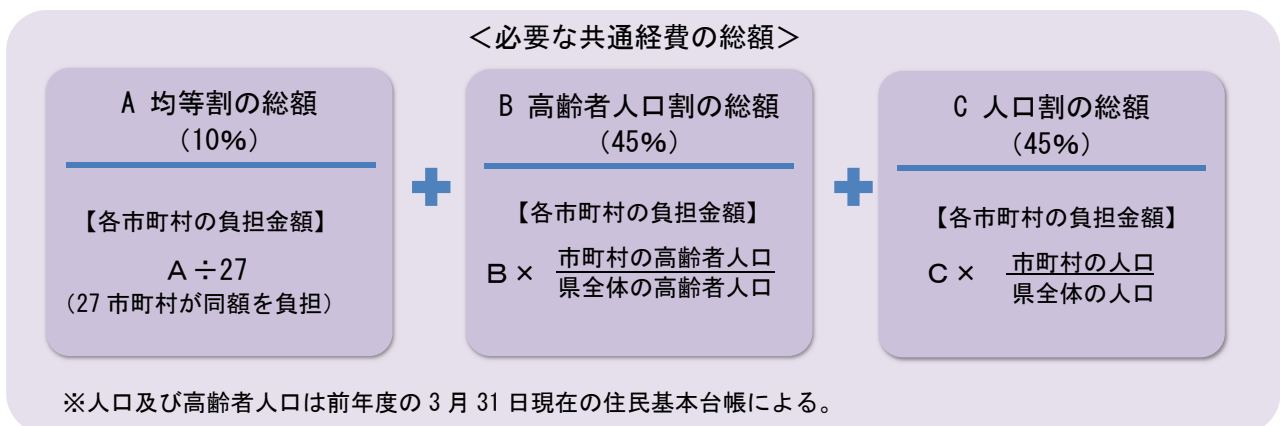
(2) 医療給付の財源構成



- 窓口負担が3割（現役並み所得者）の人の医療給付においては、保険料（1割）と現役世代からの支援金9割（通常は4割）が充てられます。（公費負担（5割）はありません。）
- 後期高齢者の保険料による負担率は約1割（10%）ですが、2年ごとに現役世代の人口減少割合に応じて見直されており、令和2・3年度は11.41%となっています。

(3) 医療給付以外（人件費・事務費等）の財源

広域連合の運営に必要な共通経費（人件費・事務費等）は、主に県下27市町村が納付する負担金により賄っています。



● 市町村負担金 [医療給付の財源] の状況 [令和 2 年度]

(単位：円)

市町村名	保険料負担金				療養給付費 負担金	基盤安定 負担金
	特別徴収分	普通徴収分	過年度分	計		
1 甲 府 市	1,186,666,400	761,800,777	8,036,186	1,956,503,363	1,971,747,545	481,015,841
2 富 士 吉 田 市	254,181,340	153,549,060	702,455	408,432,855	439,832,419	123,188,629
3 都 留 市	164,718,290	88,839,200	740,070	254,297,560	233,753,450	69,230,040
4 山 梨 市	221,663,820	138,864,560	1,846,958	362,375,338	402,207,386	98,074,060
5 大 月 市	194,608,970	64,112,735	817,590	259,539,295	295,759,354	78,796,797
6 韭 崎 市	166,476,760	70,298,815	1,473,600	238,249,175	249,053,954	70,739,980
7 南アルプス市	351,328,700	178,738,860	2,342,610	532,410,170	575,296,804	148,875,450
8 北 杜 市	371,105,120	150,626,240	596,390	522,327,750	479,024,658	143,529,091
9 甲 斐 市	372,504,360	212,992,320	2,579,800	588,076,480	540,048,679	136,120,432
10 笛 吹 市	326,311,550	301,585,610	3,530,360	631,427,520	683,200,410	161,364,209
11 上 野 原 市	180,340,580	80,518,280	549,090	261,407,950	238,555,703	61,775,850
12 甲 州 市	217,332,120	131,768,115	1,654,482	350,754,717	349,156,693	88,404,403
13 中 央 市	129,492,730	91,696,989	389,290	221,579,009	217,573,134	53,963,636
14 市 川 三 郷 町	118,020,470	35,289,020	393,370	153,702,860	193,664,411	59,532,712
15 早 川 町	10,411,790	2,623,870	0	13,035,660	22,149,898	6,196,310
16 身 延 町	110,028,370	32,774,760	387,940	143,191,070	204,113,001	55,981,062
17 南 部 町	66,593,440	17,569,850	533,240	84,696,530	103,404,363	27,041,886
18 富 士 川 町	98,003,020	41,028,480	666,380	139,697,880	155,594,391	47,957,636
19 昭 和 町	67,327,330	79,517,070	885,360	147,729,760	117,765,533	26,556,005
20 道 志 村	12,198,100	6,317,880	20,200	18,536,180	17,235,232	4,054,395
21 西 桂 町	19,105,900	7,436,750	0	26,542,650	42,159,110	10,776,064
22 忍 野 村	28,562,950	19,280,560	35,490	47,879,000	49,291,148	12,183,422
23 山 中 湖 村	31,192,260	38,103,890	832,810	70,128,960	43,834,302	8,348,007
24 鳴 沢 村	17,030,500	11,195,520	48,090	28,274,110	24,358,492	7,522,354
25 富士河口湖町	125,775,380	89,058,550	829,070	215,663,000	193,420,175	48,898,033
26 小 菅 村	5,181,500	2,362,440	8,160	7,552,100	8,842,359	3,610,688
27 丹 波 山 村	4,376,150	721,880	0	5,098,030	7,830,343	3,552,656
広 域 連 合	4,850,537,900	2,808,672,081	29,898,991	7,689,108,972	7,858,872,947	2,037,289,648

● 市町村負担金 [人件費・事務費等の財源] の状況 [令和 2 年度]

(単位：人、円)

市町村名	市町村人口		負担金額				(参考)
	総数	内高齢者	均等割	人口割	高齢者人口割	計	令和元年度 負担金
1 甲 府 市	187,171	30,692	1,851,852	51,208,704	52,617,263	105,678,000	105,178,000
2 富 士 吉 田 市	48,331	7,648	1,851,852	13,223,031	13,111,457	28,186,000	28,112,000
3 都 留 市	29,859	4,643	1,851,852	8,169,218	7,959,792	17,981,000	18,088,000
4 山 梨 市	34,357	6,231	1,851,852	9,399,840	10,682,203	21,934,000	23,119,000
5 大 月 市	23,516	5,026	1,851,852	6,433,817	8,616,394	16,902,000	17,013,000
6 韭 崎 市	29,124	4,375	1,851,852	7,968,127	7,500,343	17,320,000	17,330,000
7 南アルプス市	71,370	9,570	1,851,852	19,526,343	16,406,464	37,785,000	37,587,000
8 北 杜 市	46,421	9,226	1,851,852	12,700,468	15,816,723	30,369,000	30,316,000
9 甲 斐 市	75,522	9,153	1,851,852	20,662,302	15,691,574	38,206,000	37,546,000
10 笛 吹 市	68,924	10,707	1,851,852	18,857,135	18,355,696	39,065,000	39,008,000
11 上 野 原 市	22,799	4,325	1,851,852	6,237,650	7,414,625	15,504,000	15,611,000
12 甲 州 市	30,990	5,954	1,851,852	8,478,652	10,207,324	20,538,000	20,747,000
13 中 央 市	30,978	3,582	1,851,852	8,475,369	6,140,852	16,468,000	16,243,000
14 市川三郷町	15,604	3,320	1,851,852	4,269,148	5,691,689	11,813,000	11,818,000
15 早 川 町	1,018	325	1,851,852	278,518	557,168	2,688,000	2,718,000
16 身 延 町	11,306	3,178	1,851,852	3,093,244	5,448,249	10,393,000	10,664,000
17 南 部 町	7,569	1,729	1,851,852	2,070,827	2,964,136	6,887,000	6,993,000
18 富 士 川 町	14,855	2,854	1,851,852	4,064,226	4,892,795	10,809,000	10,860,000
19 昭 和 町	20,452	1,890	1,851,852	5,595,527	3,240,148	10,688,000	10,519,000
20 道 志 村	1,652	282	1,851,852	451,976	483,451	2,787,000	2,828,000
21 西 桂 町	4,238	649	1,851,852	1,159,488	1,112,622	4,124,000	4,129,000
22 忍 野 村	9,595	836	1,851,852	2,625,126	1,433,208	5,910,000	5,834,000
23 山 中 湖 村	5,789	803	1,851,852	1,583,831	1,376,634	4,812,000	4,776,000
24 鳴 沢 村	3,133	492	1,851,852	857,167	843,467	3,552,000	3,503,000
25 富士河口湖町	26,562	3,418	1,851,852	7,267,181	5,859,696	14,979,000	14,799,000
26 小 菅 村	715	186	1,851,852	195,619	318,872	2,366,000	2,376,000
27 丹 波 山 村	539	150	1,851,852	147,467	257,155	2,256,000	2,285,000
広 域 連 合	822,389	131,244	50,000,004	225,000,000	225,000,000	500,000,000	500,000,000

※ 市町村人口は、令和 2 年 3 月 31 日現在

※ 負担金額には、追加設備負担金分は含んでいない。

2 被保険者

(1) 被保険者の要件

後期高齢者医療制度では、右表のいずれかに該当する方を（該当することになった日から）被保険者としています。

（下の（2）や（3）に示すような例外もあります。）

被保険者の要件 （高確法第 50 条）

- | | |
|---|---|
| 1 | 県内に住所を有する、75 歳以上の方 |
| 2 | 県内に住所を有する、65～74 歳の方で、一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方 |

(2) 被保険者の適用除外

（1）の条件を満たしていたとしても、右表の適用除外理由に該当する方については、後期高齢者医療制度の被保険者とはなりません。

適用除外理由 （高確法第 51 条）

- | | |
|---|--|
| 1 | 生活保護法による保護世帯（保護が停止中の世帯を除く。）に属する者 |
| 2 | 適用除外とすべき特別の理由がある者で、省令で定める条件に該当する者（短期滞在の外国人等） |

(3) 住所地の特例

被保険者となるためには、基本的に広域連合内（山梨県内）に住んでいなければなりません。

しかし、中には病院への入院や施設への入所のために住所を移す場合もあり、このようなケースでは、病院や施設の多い広域連合ほど、必要な給付費の負担が増えることになります。

このことから、病院や施設等に入院・入所するために住所を異動された方については、異動前の保険者（広域連合）による被保険者資格を継続することになっています。

また、山梨県内の国民健康保険被保険者で、山梨県外の住所地特例対象施設に入所している方が 75 歳に到達した場合や障害認定にて被保険者の資格を取得した場合も住所地特例（高確法第 55 条の 2）となります。

住所地特例対象施設 （高確法第 55 条）

- | | |
|---|------------------------------------|
| 1 | 病院または診療所 |
| 2 | 障害者支援施設 |
| 3 | 重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設 |
| 4 | 養護老人ホーム
特別養護老人ホーム |
| 5 | 特定施設（介護保険法第 8 条第 11 項）
指定介護保険施設 |

(4) 被保険者証

被保険者証（以下、「保険証」という。）は、被保険者 1 人に 1 枚、75 歳の誕生日までに市町村から送付されます。

なお、65 歳～74 歳で一定の障害があり、申請により広域連合の認定を受けた方は、市町村の担当窓口で交付されるか、後日郵送されます。

保険証は毎年更新され、毎年 8 月 1 日から新しい保険証になります（負担割合も前年中の所得等により再判定されます）。

また、年度の途中で世帯構成の変更や所得の更正などにより一部負担割合が変更された際には、その都度新しい保険証が交付されます。

被 保 険 者 名	後期 太郎
被 保 険 者 番 号	01234567
負 担 割 合	1 割
有 効 期 限	令和4年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 令和4年7月31日
交付年月日 令和3年7月1日

被 保 険 者 番 号
住 所 甲府市蓬沢一丁目15番35号
氏 名 後期 太郎 性別 男
生 年 月 日 昭和10年10月10日
資 格 取 得 年 月 日 平成20年 4月 1日
発 効 期 日 平成20年 4月 1日
一 部 負 担 金 の 割 合 1割
保 険 者 番 号 3 9 1 9 0 0 0 0
保 険 者 名 山梨県後期高齢者医療広域連合

● 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	県の人口 4 月 1 日現在	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
平成 28 年度	823,835	123,337	14.97	2.24	1,133	▲8.11
平成 29 年度	818,455	125,587	15.34	1.82	1,094	▲3.44
平成 30 年度	812,641	128,780	15.85	2.54	1,121	2.47
令和元年度	806,734	130,050	16.12	0.99	1,106	▲1.34
令和 2 年度	801,992	129,550	16.15	▲0.38	1,106	0.00

※ 県の人口は、山梨の統計「山梨県の推計人口と世帯数」による。

[参考] 全国の被保険者数の推移

(年度末現在、単位：人、%)

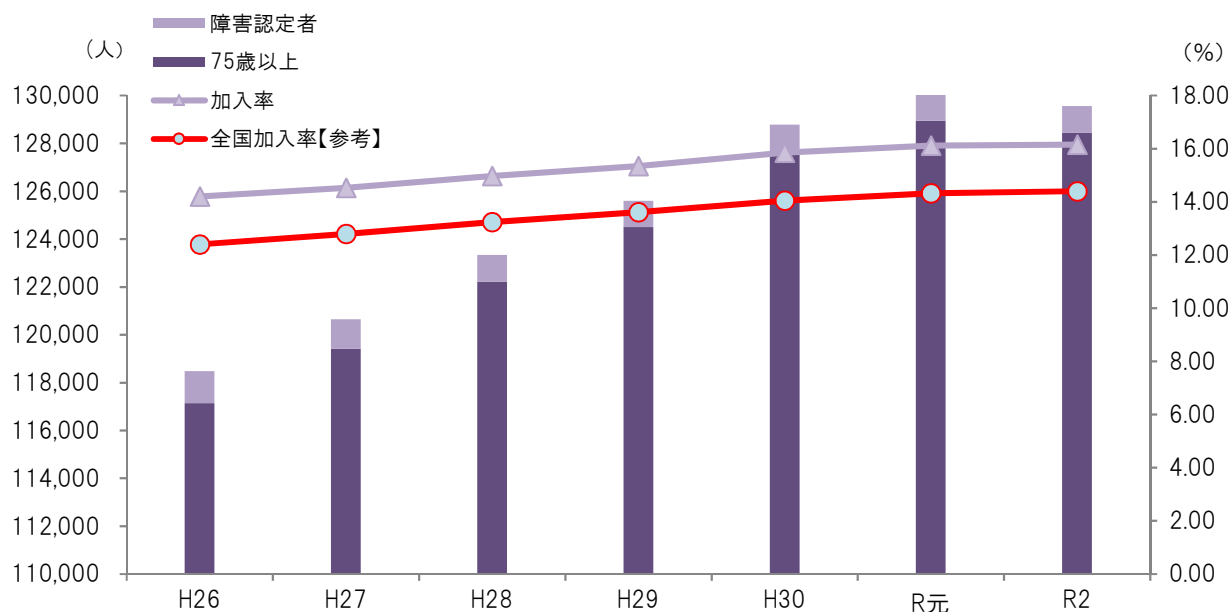
年 度	全国の人口	被保険者			[再掲] 障害認定者	
		人数	加入率	対前年度比	人数	対前年度比
平成 28 年度	126,760,784	16,777,798	13.24	3.33	327,321	▲4.66
平成 29 年度	126,501,966	17,218,907	13.61	2.63	316,722	▲3.24
平成 30 年度	126,253,652	17,718,152	14.04	2.90	309,403	▲2.31
令和元年度	125,960,000	18,031,652	14.32	1.77	300,733	▲2.80
令和 2 年度	125,410,000	18,060,214	14.40	0.16	297,005	▲1.24

※ 全国の人口は、総務省の「人口推計、各月 1 日現在人口、月次、(4 月 1 日現在)」による。

※ 被保険者数等は、厚生労働省の「後期高齢者医療事業月報」による。

※ 令和元年度数値は、概算値または速報値のため数値が変わる場合がある。

● 被保険者数と加入率の推移



● 年齢区分別の状況

(年度末現在、単位：人)

年齢区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
65 歳～69 歳	441	407	419	416	371
70 歳～74 歳	692	687	702	690	735
75 歳～79 歳	43,773	44,548	46,911	47,106	44,655
80 歳～84 歳	35,308	35,657	35,548	35,661	36,480
85 歳～89 歳	25,676	26,044	26,093	26,329	26,470
90 歳～94 歳	13,074	13,621	14,096	14,540	15,089
95 歳～99 歳	3,728	3,988	4,314	4,557	4,881
100 歳～	645	635	697	751	869
計	123,337	125,587	128,780	130,050	129,550
被扶養者であった 被保険者 [再掲]	17,258	16,708	16,307	1,350	1,026

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 異動事由別の状況

(年度末現在、単位：人)

異動事由		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
増	転入	309	373	379	374	404
	生活保護の廃止	53	76	70	67	82
	年齢到達	10,176	10,060	10,903	9,145	7,157
	その他	335	342	384	354	257
	計	10,873	10,851	11,736	9,940	7,900
減	転出	375	410	402	454	329
	生活保護の開始	220	217	272	266	233
	死亡	7,237	7,612	7,556	7,677	7,590
	その他	199	187	166	110	92
	計	8,031	8,426	8,396	8,507	8,244
増減差	転入－転出	▲66	▲37	▲23	▲80	75
	生活保護の廃止－開始	▲167	▲141	▲202	▲199	▲151
	年齢到達－死亡	2,939	2,448	3,347	1,468	▲433
	その他	136	155	218	244	165
	計	2,842	2,425	3,340	1,433	▲344

※ 障害認定による増減は「その他」に含む

※ 上記の数値は、後期高齢者医療事業状況報告書（事業年報）A表による。

● 市町村別被保険者数 [令和 2 年度]

(年度末現在 単位：人、%)

市町村	被保険者数			障害認定者		元被扶養者		現役並み所得者	
	人数	構成比	年度平均	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 甲 府 市	30,002	23.16	30,119	440	39.78	163	15.89	2,067	25.76
2 富 士 吉 田 市	7,482	5.78	7,532	19	1.72	102	9.94	452	5.63
3 都 留 市	4,535	3.50	4,553	1	0.09	47	4.58	237	2.95
4 山 梨 市	6,229	4.81	6,232	107	9.67	42	4.09	409	5.10
5 大 月 市	4,890	3.77	4,940	7	0.63	35	3.41	180	2.24
6 韭 崎 市	4,315	3.33	4,315	25	2.26	43	4.19	210	2.62
7 南アルプス市	9,600	7.41	9,624	132	11.93	84	8.19	546	6.80
8 北 杜 市	9,230	7.12	9,211	36	3.25	49	4.78	496	6.18
9 甲 斐 市	9,226	7.12	9,114	25	2.26	85	8.28	626	7.80
10 笛 吹 市	10,490	8.10	10,481	85	7.69	79	7.70	798	9.95
11 上 野 原 市	4,224	3.26	4,275	6	0.54	30	2.92	251	3.13
12 甲 州 市	5,802	4.48	5,834	4	0.36	47	4.58	444	5.53
13 中 央 市	3,544	2.74	3,540	8	0.72	33	3.22	261	3.25
14 市 川 三 郷 町	3,358	2.59	3,381	72	6.51	26	2.53	98	1.22
15 早 川 町	301	0.23	313	2	0.18	3	0.29	9	0.11
16 身 延 町	3,077	2.38	3,167	51	4.61	12	1.17	68	0.85
17 南 部 町	1,711	1.32	1,747	25	2.26	15	1.46	49	0.61
18 富 士 川 町	2,751	2.12	2,804	19	1.72	30	2.92	125	1.56
19 昭 和 町	1,891	1.46	1,886	3	0.27	17	1.66	186	2.32
20 道 志 村	310	0.24	313	6	0.54	2	0.19	20	0.25
21 西 桂 町	628	0.48	643	8	0.72	6	0.58	18	0.22
22 忍 野 村	843	0.65	846	6	0.54	10	0.97	65	0.81
23 山 中 湖 村	835	0.64	814	2	0.18	9	0.88	93	1.16
24 鳴 沢 村	501	0.39	496	0	0.00	11	1.07	40	0.50
25 富士河口湖町	3,430	2.65	3,421	17	1.54	45	4.39	267	3.33
26 小 菅 村	189	0.15	195	0	0.00	0	0.00	5	0.06
27 丹 波 山 村	156	0.12	165	0	0.00	1	0.10	4	0.05
広 域 連 合	129,550	100.00	129,960	1,106	100.00	1026	100	8,024	100.00

※ 元被扶養者 … 資格取得日の前日において被用者保険の被扶養者であり、保険料負担のなかった者

※ 年度平均は、3 月から 2 月までの被保険者数を合算して 12 月で除した数値であり、広域連合数値と市町村の合算数値は、一致しません。

3 保険料の賦課

(1) 保険料の基本的な枠組み

医療給付等に必要な財源のうち、約 1 割を被保険者に負担していただくための保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じて負担する「所得割」で構成されています。

また、保険料率は、2 年を通じて財政の均衡が保てるように決定し、2 年毎に見直しを行うほか、同一の広域連合内では、保険料は原則として均一賦課※となっています。

※保険料は原則として均一賦課

高確法第 104 条により、医療の確保が著しく困難である地域等について(恒久措置)、また、法附則により療養の給付等に要する費用が著しく低い地域等について(制度開始から 6 年間の経過措置)、不均一賦課ができる旨規定されています(差額は国県が 1/2 ずつ負担)。山梨県では、小菅村に法附則による不均一賦課を行っていました。

(2) 保険料率（均等割額と所得割率）

保険料率の決定にあたっては、まず、保険給付等に必要な費用額から、公費や支援金等の収入を除いた保険料必要額を求めます。そして、「均等割」分と「所得割」分（原則では 50 : 50 の割合ですが、全国からみた所得水準により増減します）それぞれの必要額を収納できるよう、「均等割額」と「所得割率」を（賦課限度額や収納率の見込等も考慮しながら）決定します。

< 必要な保険料の総額 >

均等割（総額）
原則 50 %

所得割（総額）
原則 50 %

※ 所得水準により割合が変化

〔 令和 3 度本算定時における賦課割合は、
均等割 54.31 % : 所得割 45.69 % 〕

均等割額

均等割（総額）÷ 山梨県内の被保険者数の見込み

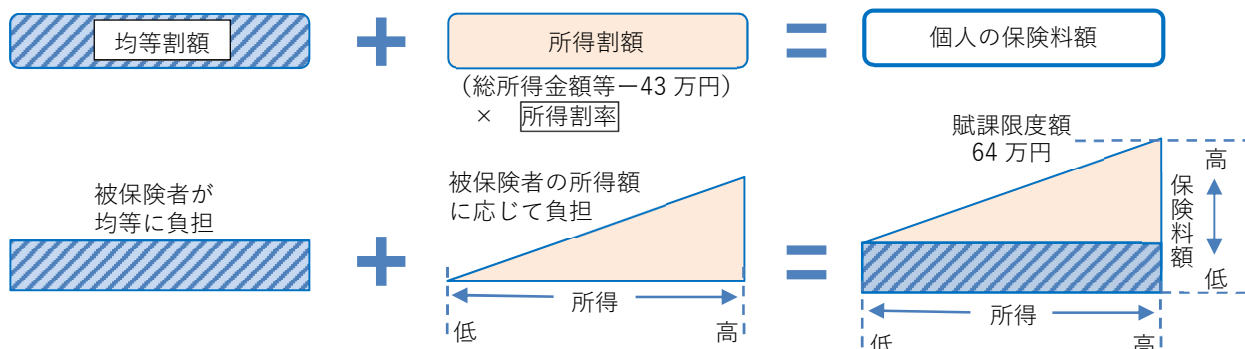
所得割率

所得割（総額）÷ 被保険者の基礎控除後の総所得金額の見込み

年度	所得割率	均等割額
平成 22・23 年度	7.28 %	38,710 円
平成 24・25 年度	7.86 %	39,670 円
平成 26・27 年度	7.86 %	40,490 円
平成 28・29 年度	7.86 %	40,490 円
平成 30・令和元年度	7.86 %	40,490 円
令和 2・3 年度	7.86 %	40,490 円

(3) 個人の保険料額

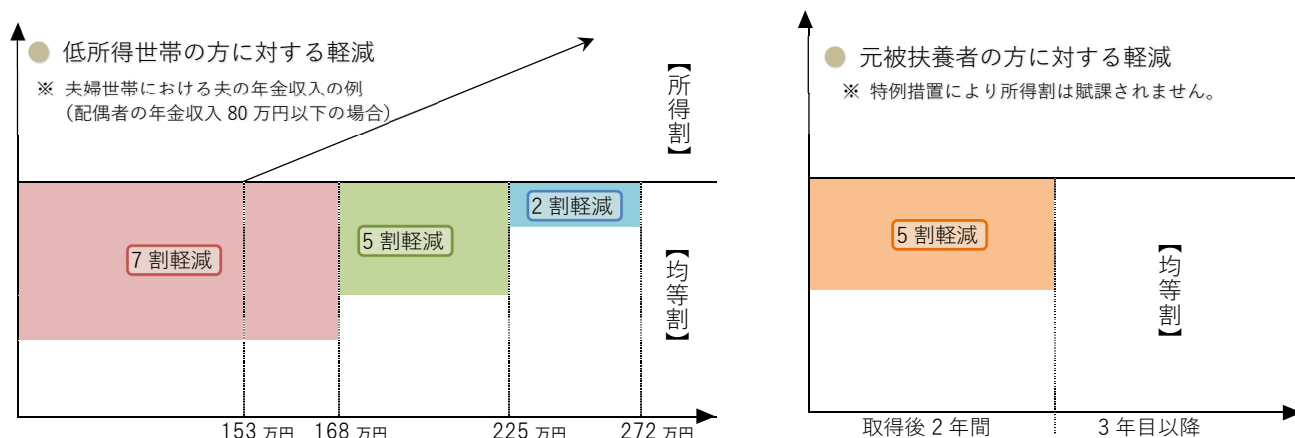
被保険者個人の保険料額は、決定された保険料率と個人の総所得金額等を元に計算されます。



(4) 保険料の軽減

低所得世帯の被保険者や、後期高齢者医療制度の創設に伴って新たに負担を生じることとなった元被用者保険の被扶養者の負担を軽減するため、保険料を軽減する制度が設けられています。

なお、軽減に伴う財源は、国が高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金（下図の網掛け部分の財源）として、県および市町村が保険基盤安定負担金（下図の低所得世帯の方に対する軽減の網掛け部分以外の財源）として負担しています。



① 低所得世帯の方に対する軽減

世帯の所得に応じて、均等割額を次のとおり軽減します。

軽減割合	軽減の対象となる条件（令和 3 年 4 月 1 日～）
7 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1)
均等割額 5 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 28.5 万円 × 被保険者数
2 割	算定基礎額 ≤ 43 万円 + 10 万円 × (給与・年金所得者等の数 - 1) + 52 万円 × 被保険者数

※ 算定基礎額は、同一世帯内の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額です。
公的年金受給者は軽減判定時に総所得金額等から 15 万円が控除されます。

② 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

被用者保険の被扶養者であった方については、激変緩和措置として、後期高齢者医療制度の被保険者となった月から 2 年間、所得割額は賦課されません。また、均等割額については、資格取得後 2 年経過する月まで 5 割軽減されます。

（５）保険料の減免

広域連合長は、次のいずれかに該当し、その生活が著しく困難となった場合において、必要と認めるときは、保険料を減免することができるとされています。（山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 17 条）

1 被保険者又は世帯主が、震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財、その他の財産について著しい損害を受けたこと。

2 被保険者の世帯主が死亡したこと、又は心身に重大な障害を受け若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。

3 被保険者の世帯主の収入が、事業又は業務の休止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

4 被保険者の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

5 被保険者が、高齢者の医療の確保に関する法律第 89 条の規定による療養の給付等の制限を受けたこと。

6 その他広域連合長が認める特別な事情があること。（災害救助法適用市町村から転入、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う主たる生計維持者の死亡・重篤な傷病又は収入の減少等）

● 所得区分別の状況

(年度末現在、単位：人、%)

年度	被保険者								
	人数計	現役並み所得者		一般		低所得者Ⅱ		低所得者Ⅰ	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
平成 28 年度	123,337	6,603	5.35	67,386	54.64	26,422	21.42	22,926	18.59
平成 29 年度	125,587	7,018	5.59	68,438	54.49	27,445	21.85	22,686	18.06
平成 30 年度	128,780	7,744	6.01	69,653	54.09	28,754	22.33	22,629	17.57
令和元年度	130,050	8,105	6.23	69,873	53.73	29,648	22.80	22,424	17.24
令和 2 年度	129,550	8,024	6.19	69,226	53.43	30,358	23.43	21,942	16.94

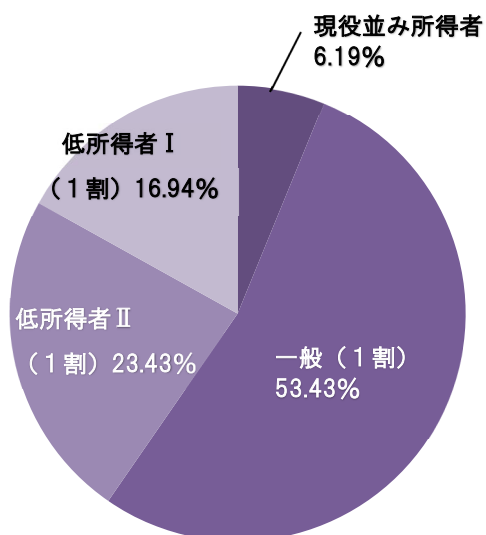
● 軽減被保険者の状況

(年度末現在、単位：人、%)

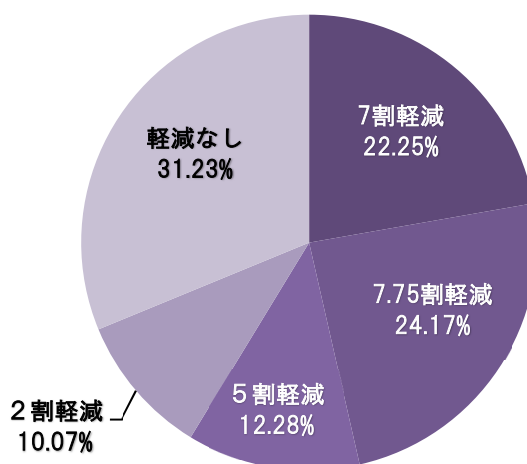
軽減割合	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
被保険者数全体	123,337	—	125,587	—	128,780	—	130,050	—	129,550	—
均等割 9 割軽減 (R1：8 割、R2：7 割)	25,232	20.46	30,153	24.01	30,087	23.36	29,614	22.77	28,825	22.25
均等割 7 割軽減 (R1：8.5 割、R2：7.75 割)	23,256	18.86	28,283	22.52	29,093	22.59	30,588	23.52	31,306	24.17
均等割 5 割軽減	11,555	9.37	12,388	9.86	14,427	11.20	15,315	11.78	15,910	12.28
均等割 2 割軽減	9,548	7.74	10,570	8.42	11,332	8.80	12,484	9.60	13,041	10.07
所得割 軽減	14,295	11.59	15,177	12.08	—	—	—	—	—	—

※所得割軽減特例については、平成 28 年度まで 5 割軽減、平成 29 年度は 2 割軽減、平成 30 年度以降は軽減なしです。

● 所得区分の割合 [令和 2 年度]



● 均等割軽減被保険者の割合 [令和 2 年度]



● 保険料賦課状況

ア 保険料率等

項目	平成 24 ・ 25 年度	平成 26 ・ 27 年度	平成 28 ・ 29 年度	平成 30 ・ 令和元年度	令和 2 ・ 3 年度
均一賦課 所得割率	7.86%	7.86%	7.86%	7.86%	7.86%
均等割額	39,670 円	40,490 円	40,490 円	40,490 円	40,490 円
不均一賦課 (小菅村) 調整割合	5/6	法附則に定める 6 年の経過により解消 ⇒ ⇒ ⇒			
所得割率	7.30%				
均等割額	37,289 円				
賦課限度額(法定)	55 (55) 万円	57 (57) 万円	57 (57) 万円	62 (62) 万円	64 (64) 万円

イ 賦課割合

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
所得割	43.16%	43.90%	44.94%	45.63%	45.79%	45.69%
均等割	56.84%	56.10%	55.06%	54.37%	54.21%	54.31%

※ 賦課割合は、本算定時(7月1日)の数値

ウ 被保険者一人当たり賦課額

項目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
軽減前賦課額	71,233 円	72,176 円	73,542 円	74,468 円	74,687 円	74,549 円
増減額	922 円	943 円	1,366 円	926 円	219 円	▲138 円
対前年度比	1.31%	1.32%	1.89%	1.26%	0.29%	▲0.18%
軽減後賦課額	48,566 円	50,927 円	53,414 円	56,376 円	58,000 円	58,360 円
増減額	1,113 円	2,361 円	2,487 円	2,962 円	1,624 円	360 円
対前年度比	2.35%	4.86%	4.88%	5.55%	2.88%	0.62%

※ 各項目の数値は、本算定時(7月1日)の状況による。

※ 軽減前賦課額は、確定賦課の軽減前需要額を被保険者数で除したものの。

※ 軽減後賦課額は、確定賦課の決定保険料額を被保険者数で除したものの。

[参考] 全国の保険料率等の状況

(単位：円、％)

	均一保険料率						被保険者一人当たり平均保険料額				
	H30-R 元年度		R2-3 年度				H26-27 年度	H28-29 年度	H30-R1 年度	R2-3 年度（見込み）	
	被保険者 均等割額	所得割率	被保険者 均等割額	(順位)	所得割率	(順位)	保険料額	保険料額	保険料額	保険料額	(順位)
全 国	45,116	8.81	46,987	—	9.12	—	5,632	5,785	5,958	6,397	—
北 海 道	50,205	10.59	52,048	(9)	10.98	(1)	5,483	5,353	5,578	5,983	(16)
青 森 県	40,514	7.41	44,400	(31)	8.30	(39)	3,195	3,304	3,524	4,245	(45)
岩 手 県	38,000	7.36	38,000	(47)	7.36	(47)	3,310	3,403	3,699	3,960	(46)
宮 城 県	41,400	8.02	42,240	(41)	7.97	(43)	4,910	4,987	5,100	5,396	(29)
秋 田 県	39,710	8.07	43,100	(38)	8.38	(38)	3,130	3,193	3,485	3,944	(47)
山 形 県	41,100	8.01	43,100	(38)	8.68	(31)	3,456	3,797	3,995	4,482	(44)
福 島 県	41,600	7.94	43,300	(36)	8.23	(40)	4,010	4,133	4,372	4,817	(40)
茨 城 県	39,500	8.00	46,000	(27)	8.50	(35)	4,498	4,704	5,074	5,953	(17)
栃 木 県	43,200	8.54	43,200	(37)	8.54	(34)	4,641	4,767	5,135	5,420	(28)
群 馬 県	43,600	8.60	43,600	(34)	8.60	(32)	4,726	4,841	5,150	5,273	(33)
埼 玉 県	41,700	7.86	41,700	(43)	7.96	(44)	6,179	6,179	6,138	6,373	(11)
千 葉 県	41,000	7.89	43,400	(35)	8.39	(37)	5,622	5,977	6,195	6,620	(9)
東 京 都	43,300	8.80	44,100	(32)	8.72	(29)	8,097	8,107	8,265	8,421	(1)
神奈川県	41,600	8.25	43,800	(33)	8.74	(28)	7,507	7,649	7,457	8,021	(2)
新 潟 県	36,900	7.40	40,400	(46)	7.84	(46)	3,501	3,566	3,967	4,499	(43)
富 山 県	43,800	8.60	46,800	(24)	8.82	(27)	4,866	4,972	5,280	5,742	(22)
石 川 県	47,520	9.33	47,520	(21)	9.33	(17)	5,148	5,288	5,678	5,939	(18)
福 井 県	45,000	8.10	47,800	(19)	8.90	(24)	4,487	4,614	5,150	5,876	(19)
山 梨 県	40,490	7.86	40,490	(45)	7.86	(45)	4,078	4,241	4,661	5,054	(37)
長 野 県	40,907	8.30	40,907	(44)	8.43	(36)	4,465	4,670	4,974	5,340	(31)
岐 阜 県	41,214	7.75	44,411	(30)	8.55	(33)	4,737	5,032	5,007	5,633	(23)
静 岡 県	40,400	7.85	42,100	(42)	8.07	(41)	5,075	5,228	5,511	5,870	(20)
愛 知 県	45,379	8.76	48,765	(15)	9.64	(13)	6,845	7,132	6,981	7,714	(3)
三 重 県	42,965	8.86	44,589	(29)	8.99	(22)	4,786	5,163	5,391	5,532	(26)
滋 賀 県	43,727	8.26	45,512	(28)	8.70	(30)	5,443	5,657	5,688	6,136	(14)
京 都 府	47,890	9.39	53,110	(7)	9.98	(10)	6,076	6,250	6,363	7,163	(5)
大 阪 府	51,491	9.90	54,111	(5)	10.52	(3)	6,887	6,783	6,768	7,337	(4)
兵 庫 県	48,855	10.17	51,371	(10)	10.49	(4)	6,451	6,641	6,848	7,126	(6)
奈 良 県	45,200	8.89	48,100	(18)	9.41	(16)	5,916	6,118	6,372	6,872	(8)
和歌山県	45,812	8.80	50,304	(13)	9.51	(15)	4,251	4,367	4,683	5,376	(30)
鳥 取 県	42,480	8.07	42,480	(40)	8.07	(41)	4,004	4,090	4,378	4,504	(42)
島 根 県	43,440	8.25	50,640	(11)	9.55	(14)	3,955	4,304	4,299	5,294	(32)
岡 山 県	46,600	9.17	46,600	(25)	9.17	(18)	5,136	5,594	5,585	5,763	(21)
広 島 県	45,500	8.76	46,451	(26)	8.84	(26)	5,504	5,793	5,995	6,263	(13)
山 口 県	52,444	10.28	53,847	(6)	10.48	(6)	5,715	5,901	6,052	6,469	(10)
徳 島 県	52,913	10.34	55,000	(3)	10.28	(8)	4,517	4,912	5,129	5,533	(25)
香 川 県	47,300	9.26	49,800	(14)	9.78	(12)	5,123	5,309	5,594	6,123	(15)
愛 媛 県	46,374	8.78	47,720	(20)	9.02	(21)	4,417	4,538	4,667	5,079	(36)
高 知 県	54,394	11.42	54,316	(4)	10.49	(4)	4,748	5,214	5,534	5,565	(24)
福 岡 県	56,085	10.83	55,687	(1)	10.77	(2)	6,560	6,428	6,589	6,876	(7)
佐 賀 県	51,800	9.88	52,300	(8)	10.06	(9)	4,706	4,831	5,184	5,527	(27)
長 崎 県	45,800	8.67	47,200	(22)	8.98	(23)	4,396	4,424	4,569	4,920	(39)
熊 本 県	47,900	9.26	50,600	(12)	9.95	(11)	4,249	4,294	4,608	5,234	(34)
大 分 県	47,000	9.06	47,000	(23)	9.06	(20)	4,491	4,578	4,695	5,032	(38)
宮 崎 県	48,400	9.08	48,400	(17)	9.08	(19)	4,028	4,105	4,351	4,640	(41)
鹿児島県	50,500	9.57	55,100	(2)	10.38	(7)	4,001	4,249	4,402	5,145	(35)
沖 縄 県	48,440	8.80	48,440	(16)	8.88	(25)	5,026	5,320	5,890	6,295	(12)

- 「後期高齢者医療事業状況報告」より
- 平均保険料額の算定に当たっては、令和元年度以降における保険料軽減特例の見直しの影響を考慮しているかは広域連合の判断による。
- 令和2-3年度の被保険者一人当たり平均保険料額(見込み)は、保険料改定に係る各広域連合の条例改正時の見込額であり、各年度において実際に各保険者に課される保険料額の平均値とは異なる。
- 平成26-27年度～令和2-3年度までの均一保険料率並びに被保険者一人当たり平均保険料額は、「後期高齢者医療制度の令和2-3年度の保険料率について」（令和2年4月17日 厚生労働省保険局高齢者医療課 プレスリリース）より算出。

4 保険料の徴収

(1) 保険料の納付義務者

保険料の納付義務者は、被保険者本人です。ただし、市町村が普通徴収の方法により徴収しようとする場合については、当該被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)は、保険料を連帯して納付する義務があります。(高齢者の医療の確保に関する法律第108条)

(2) 保険料の徴収方法

保険料の徴収は市町村の事務で、特別徴収(年金天引き)若しくは普通徴収(口座振替・納付書)により徴収します。

① 特別徴収(被保険者の約8割)

年額が18万円以上の年金受給者を対象に、年金から保険料を天引きします(引去月と翌月の2か月分)。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える場合は特別徴収しません(介護保険料のみを天引きします)。

また、年額が18万円以上の年金受給者でも、年度途中で後期高齢者医療制度に加入した場合などは、普通徴収となることがあります。

② 普通徴収(被保険者の約2割)

特別徴収以外の被保険者は普通徴収となり、納付書又は口座振替により納付します。普通徴収の納期は各市町村で条例により定められ、山梨県の場合は、7月から2月までの8回払いとなっています。

また、平成21年度より、年金天引きと口座振替の選択制を導入し、配偶者分の保険料を世帯主等がまとめて納めることができるようになりました。

徴収方法	本算定											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収(年金からの天引き)	仮		仮		仮		本		本		本	
普通徴収(口座振替・納付書)				本	本	本	本	本	本	本	本	

① … 仮算定保険料。4月・6月は本算定前のため、8月は本算定に伴う徴収額の変更に必要な手続きが間に合わないため、それぞれ前年度の2月の保険料額で徴収。

② … 本算定後の保険料。

（３）未納者への対応

保険料の納付に関する相談や督促等は、市町村が行います。

保険料を滞納している被保険者については、その状況により、通常より有効期間の短い「短期被保険者証」（以下、「短期証」という。）や、医療費を医療機関の窓口で全額自己負担（後に申請により保険給付分を請求することができます）していただく「被保険者資格証明書」（以下、「資格証明書」という。）が交付されることがあります。

ただし、現在のところ、国の通知により高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、「資格証明書」は原則交付しないこととされています。

① 「短期証」の交付

被保険者間の負担の公平及び公正と保険料収納の確保を図るため、滞納している保険料の全額納付が見込めないと認められるときなど、有効期限が通例定める期間より短い「短期証」を交付しています。（山梨県後期高齢者医療広域連合保険料滞納者に係る被保険者証等の取扱要綱）

② 「資格証明書」の交付

被保険者が特別の事情がなく保険料を滞納している場合には、納付相談等の機会を確保するため、「資格証明書」を交付する仕組みが設けられています。

しかし、現在は国からの通知により、原則として交付しないこととされています。

- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について
（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号）
- 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について
（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号）

（４）保険料が不足する場合への対応（財政安定化基金）

予定した保険料収納率を下回った場合や給付費が見込みを上回った場合に、資金の貸付・交付を行う「財政安定化基金」が県に設置されています。

基金の積み立ては、国・県・広域連合がそれぞれ 1/3 ずつ負担します。

山梨県においては、平成 20 年度から 25 年度にかけて給付見込額の 0.09%（拠出率）を積み立て、令和元年度末時点の基金残高は約 14 億円となっています。このことから、令和 2 年度に引き続き、令和 3 年度についても、基金への積み立て予定はありません。

● 保険料収納状況

ア 現年度分

(単位：円、%)

年度	調定額	調定割合	収納額	収納率	対前年度増減率
平成 28 年度	6,083,030,600	100.00	6,051,892,393	99.49	0.07
現年度分	6,065,512,250	99.71	6,034,986,513	99.50	0.06
特別徴収	3,748,617,490	61.80	3,748,617,490	100.00	0.00
普通徴収	2,316,894,760	38.20	2,286,369,023	98.68	0.16
過年度分	17,518,350	0.29	16,905,880	96.50	5.26
平成 29 年度	6,510,500,610	100.00	6,476,930,219	99.48	▲0.01
現年度分	6,488,682,740	99.66	6,455,639,558	99.49	▲0.01
特別徴収	4,067,626,320	62.69	4,067,626,320	100.00	0.00
普通徴収	2,421,056,420	37.31	2,388,013,238	98.64	▲0.04
過年度分	21,817,870	0.34	21,290,661	97.58	1.08
平成 30 年度	6,982,645,400	100.00	6,945,336,710	99.47	▲0.01
現年度分	6,959,797,600	99.67	6,923,768,520	99.48	▲0.01
特別徴収	4,281,879,410	61.52	4,281,879,410	100.00	0.00
普通徴収	2,677,918,190	38.48	2,641,889,110	98.65	0.01
過年度分	22,847,800	0.33	21,568,190	94.40	▲3.18
令和元年度	7,452,731,990	100.00	7,420,439,470	99.56	0.10
現年度分	7,435,497,410	99.77	7,403,357,320	99.56	0.09
特別徴収	4,607,986,780	61.97	4,607,986,780	100.00	0.00
普通徴収	2,827,510,630	38.03	2,795,370,540	98.86	0.21
過年度分	17,234,580	0.23	17,082,150	99.12	4.72
令和 2 年度	7,666,279,030	100.00	7,642,259,081	99.68	0.12
現年度分	7,655,216,030	99.86	7,631,362,021	99.68	0.12
特別徴収	4,839,250,590	63.22	4,839,250,590	100.00	0
普通徴収	2,815,965,440	36.78	2,792,111,431	99.15	0.29
過年度分	11,063,000	0.14	10,897,060	98.50	▲0.62

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出（令和元年度以降は小数点以下第 3 位を切捨てして算出）。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

年度	調定額	収納額	収納率	対前年度増減率	不納欠損額
平成 28 年度	54,418,700	30,426,341	55.91	3.48	4,966,977
平成 29 年度	49,759,059	26,637,073	53.53	▲2.38	3,918,910
平成 30 年度	52,537,727	28,454,327	54.16	0.63	6,423,952
令和元年度	54,546,898	30,639,785	56.17	2.01	4,767,089
令和 2 年度	50,914,624	29,318,491	57.58	1.41	6,088,800

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して算出（令和元年度以降は小数点以下第 3 位を切捨てして算出）。

● 市町村別収納状況 [令和 2 年度]

ア 現年度分

(単位：円、%)

市町村	調定額					収納額	未収額	収納率	不 納 欠損額
	現年度分		過年度分	計	構成 比率				
	特別徴収	普通徴収							
1 甲 府 市	1,181,747,120	764,194,240	2,812,300	1,948,753,660	25.4	1,941,051,336	7,702,324	99.60	0
2 富 士 吉 田 市	253,877,070	152,785,390	881,170	407,543,630	5.32	406,680,270	863,360	99.78	0
3 都 留 市	164,592,790	88,806,700	299,520	253,699,010	3.31	252,719,150	979,860	99.61	400
4 山 梨 市	220,790,090	140,814,830	184,150	361,789,070	4.72	359,692,080	2,096,990	99.42	0
5 大 月 市	194,343,520	63,820,380	331,820	258,495,720	3.37	257,993,755	501,965	99.80	0
6 韭 崎 市	166,297,350	70,705,820	471,020	237,474,190	3.10	236,537,565	936,625	99.60	0
7 南アルプス市	351,326,820	179,661,200	538,230	531,526,250	6.93	530,408,280	1,117,970	99.78	0
8 北 杜 市	371,842,860	150,034,410	1,014,100	522,891,370	6.82	522,415,760	475,610	99.90	0
9 甲 斐 市	372,281,150	213,330,470	815,110	586,426,730	7.65	584,871,180	1,555,550	99.73	0
10 笛 吹 市	326,014,380	304,886,190	1,282,090	632,182,660	8.25	628,298,060	3,884,600	99.38	0
11 上 野 原 市	179,286,820	80,911,350	219,990	260,418,160	3.40	259,792,840	625,320	99.75	0
12 甲 州 市	216,107,080	132,262,820	229,240	348,599,140	4.55	347,498,935	1,100,205	99.68	0
13 中 央 市	129,284,650	91,385,910	242,620	220,913,180	2.88	220,655,890	257,290	99.88	0
14 市 川 三 郷 町	117,323,110	35,132,800	147,670	152,603,580	1.99	152,169,860	433,720	99.71	0
15 早 川 町	10,575,520	2,624,430	720	13,200,670	0.17	13,200,670	0	100.0	0
16 身 延 町	109,629,060	32,808,490	137,210	142,574,760	1.86	142,282,910	291,850	99.79	0
17 南 部 町	66,344,100	17,452,670	97,620	83,894,390	1.09	83,821,700	72,690	99.91	0
18 富 士 川 町	97,744,870	40,465,250	155,030	138,365,150	1.80	138,330,150	35,000	99.97	0
19 昭 和 町	67,225,330	79,465,920	372,310	147,063,560	1.92	146,676,680	386,880	99.73	0
20 道 志 村	12,314,680	6,568,580	0	18,883,260	0.25	18,767,430	115,830	99.38	0
21 西 桂 町	19,101,320	7,399,800	12,280	26,513,400	0.35	26,513,400	0	100.0	0
22 忍 野 村	28,541,740	19,168,770	23,730	47,734,240	0.62	47,734,240	0	100.0	0
23 山 中 湖 村	31,178,210	38,212,950	323,680	69,714,840	0.91	69,527,610	187,230	99.73	0
24 鳴 沢 村	16,907,750	11,074,850	113,400	28,096,000	0.37	28,096,000	0	100.0	0
25 富士河口湖町	125,306,380	88,613,280	357,990	214,277,650	2.80	213,878,570	399,080	99.81	0
26 小 菅 村	5,179,480	2,561,710	0	7,741,190	0.10	7,741,190	0	100.0	0
27 丹 波 山 村	4,087,340	816,230	0	4,903,570	0.06	4,903,570	0	100.0	0
広 域 連 合	4,839,250,590	2,815,965,440	11,063,000	7,666,279,030	100.	7,642,259,081	24,019,949	99.68	400

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第 3 位を切捨てして算出。

イ 滞納繰越分

(単位：円、%)

市町村	調定額	構成比率	収納額	未収額	収納率	不納欠損額	欠損率
1 甲 府 市	14,760,270	28.99%	8,022,216	6,738,054	54.35%	1,247,450	8.45%
2 富 士 吉 田 市	1,171,635	2.30%	702,455	469,180	59.95%	334,630	28.56%
3 都 留 市	1,105,280	2.17%	740,070	365,210	66.95%	109,510	9.90%
4 山 梨 市	3,592,910	7.06%	1,844,228	1,748,682	51.32%	1,067,170	29.70%
5 大 月 市	1,508,099	2.96%	813,260	694,839	53.92%	57,210	3.79%
6 韭 崎 市	1,918,980	3.77%	1,473,600	445,380	76.79%	62,280	3.24%
7 南アルプス市	3,023,850	5.94%	2,341,640	682,210	77.43%	175,410	5.80%
8 北 杜 市	1,915,930	3.76%	562,690	1,353,240	29.36%	670,030	34.97%
9 甲 斐 市	3,506,490	6.89%	2,576,910	929,580	73.48%	114,050	3.25%
10 笛 吹 市	5,317,430	10.44%	3,530,360	1,787,070	66.39%	963,030	18.11%
11 上 野 原 市	1,653,600	3.25%	549,090	1,104,510	33.20%	58,950	3.56%
12 甲 州 市	3,837,391	7.54%	1,654,482	2,182,909	43.11%	48,070	1.25%
13 中 央 市	577,770	1.13%	384,690	193,080	66.58%	50,700	8.77%
14 市 川 三 郷 町	506,920	1.00%	425,940	80,980	84.02%	40,490	7.98%
15 早 川 町	0	0.00%	0	0	-	0	-
16 身 延 町	1,052,490	2.07%	387,940	664,550	36.85%	230,790	21.92%
17 南 部 町	108,910	0.21%	0	108,910	0.00%	0	0.00%
18 富 士 川 町	768,040	1.51%	666,380	101,660	86.76%	41,900	5.45%
19 昭 和 町	1,005,870	1.98%	885,360	120,510	88.01%	69,440	6.90%
20 道 志 村	258,770	0.51%	13,500	245,270	5.21%	0	0.00%
21 西 桂 町	0	0.00%	0	0	-	0	-
22 忍 野 村	39,929	0.08%	35,490	4,439	88.88%	0	0.00%
23 山 中 湖 村	832,810	1.64%	832,810	0	100.00%	0	0.00%
24 鳴 沢 村	38,150	0.07%	38,150	0	100.00%	0	0.00%
25 富士河口湖町	2,102,780	4.13%	829,070	1,273,710	39.42%	747,690	35.55%
26 小 菅 村	310,320	0.61%	8,160	302,160	2.62%	0	0.00%
27 丹 波 山 村	0	0.00%	0	0	-	0	-
広 域 連 合	50,914,624	100.00%	29,318,491	21,596,133	57.58%	6,088,800	11.95%

※ 収納額は、還付未済額を除く。

※ 収納率は、小数点以下第3位を切捨てして算出。

● 短期証等の交付状況

(単位：人、%)

年度	被保険者数 7月末日 現在	8月1日 現在	割合	短期証交付者数					資格証明書交付者数	
				1か月 未満	1か月	2か月	3か月	その他	8月1日 現在	割合
平成28年度	121,332	425	0.35	11	197	1	215	1	0	0.00
平成29年度	123,942	423	0.34	16	163	1	242	1	0	0.00
平成30年度	126,437	337	0.27	3	136	0	198	0	0	0.00
令和元年度	129,306	342	0.26	1	152	0	189	0	0	0.00
令和2年度	130,062	292	0.22	2	151	1	136	2	0	0.00

● 差押えの状況

(単位：件)

年度	差押え件数				差押え金額
	預貯金	生命保険	不動産	その他	
平成28年度	28	1	1	18	1,776 千円
平成29年度	21	0	0	8	3,081 千円
平成30年度	24	0	0	7	1,466 千円
令和元年度	21	0	0	13	1,730 千円
令和2年度	15	1	0	16	1,911 千円

● 不納欠損の状況

(単位：件、円)

年度	件数	金額	主な理由
平成28年度	554	4,990,587	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
平成29年度	565	3,919,920	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
平成30年度	610	6,456,782	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和元年度	608	4,768,949	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効
令和2年度	564	6,089,200	死亡（相続人なし、相続放棄、処分財産なし）、生活困窮、居所不明、生活保護、時効

5 保険給付

(1) 窓口負担（一部負担金）

被保険者が医療機関に支払う窓口負担金の割合は、一般の方は1割、現役並み所得者は3割となります。（下表1参照）

ただし、住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上ある場合でも、下表2の条件のいずれかに該当する被保険者は、「基準収入額適用申請書」に収入がわかる書類を添えて、市町村の担当窓口へ提出すると1割負担になります。

表1 窓口負担割合の判定基準

所得区分	課税区分	判定基準	窓口負担割合
現役並み所得者	課税	住民税課税所得（各種控除後の所得）が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同じ世帯の被保険者	3割
一般	課税	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の被保険者	1割
低所得者Ⅱ	非課税	世帯全員が住民税非課税の被保険者	1割
低所得者Ⅰ	非課税	住民税非課税世帯で、世帯全員の所得（年金所得の控除額は80万円として計算）が0円となる被保険者	1割

表2 住民税課税所得が145万円以上でも1割負担となる条件

条件	判定基準（いずれか1つに該当）
条件1	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円未満
条件2	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、収入が383万円以上あるが、同じ世帯に70歳～74歳の方がいて、その方との収入の合計額が520万円未満
条件3	世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上で、前年の収入の合計額が520万円未満

(2) 一部負担金の減免

過去1年以内の間に、災害などにより住宅や家財などに著しい損害を受けたり、事業の廃止などにより収入が著しく減少したりして、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護者の状態となり、入院などによる一部負担金の支払いが困難なときは、申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて申請し、認められると一部負担金が減額または免除されます。

1 災害により、住宅や家財に著しい損害を受けたとき

3 事業の休廃止などにより、世帯主または被保険者の収入が著しく減少したとき

2 世帯主が死亡または長期入院したことにより、収入が著しく減少したとき

4 干ばつ、冷害、凍霜害などにより、世帯主の収入が著しく減少したとき

（３）療養の給付等

被保険者は、病気やけがをしたとき、診療等にかかった医療費の１割または３割（割合は前年中の本人所得などにより決定されます。）の自己負担金を窓口で支払うことで、保険医療機関や保険薬局で治療や薬剤などの医療サービスを受けることができます。

療養の給付の内容	
1	診療
2	薬剤または治療材料の支給
3	処置・手術その他の治療
4	在宅における療養上の管理やこれに伴う看護など
5	病院等への入院及びその療養に伴う看護など（食事療養などは除く）

（４）療養費

やむを得ない事情で保険証や限度額認定証などを提示せずに医療機関にかかった場合や医師の同意に基づきはり・きゅう・あん摩マッサージ師や柔道整復師の施術を受けた場合、海外渡航中に病気やけがで診療を受けた場合（海外療養費）に、申請により保険者負担分の金額が給付されます。

療養費が支給される主な内容	
1	急病などのやむを得ない理由で被保険者証を持たずに診療を受けた
2	医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代
3	医師が治療上必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術
4	骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けた
5	海外渡航中に治療を受けた（治療目的の渡航は除く）

（５）高額療養費

被保険者が１か月に支払った一部負担金の合計（食事療養費、生活療養費、保険外診療などは含まれません）が高額になった場合、自己負担限度額を超えた額が保険者から高額療養費として給付されます。

所得区分		外来＋入院（世帯ごと）	
		外 来（個人ごと）	
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円 以上	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 140,100 円）	
	Ⅱ 課税所得 380 万円 以上 690 万円未満	167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 93,000 円）	
	Ⅰ 課税所得 145 万円 以上 380 万円未満	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 % （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）	
一 般		18,000 円 （年間上限 144,000 円）	57,600 円 （過去 12 ヶ月間で 4 回目以降 44,400 円）
住民税非課税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	低所得者Ⅰ		15,000 円

※平成 30 年 8 月から

(6) 高額医療・高額介護合算療養費

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の医療費の自己負担と介護サービスの自己負担を合算した額が定められた限度額を超えたときは、申請により超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

所得区分		後期高齢者医療 + 介護保険
現役並み 所得者	Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
	Ⅱ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	Ⅰ 課税所得 145 万円以上 380 万円未満	67 万円
	一般	56 万円
住民税非課税	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

(7) 入院時食事療養費・生活療養費

入院時の食費や居住費（主に長期にわたって療養を必要とする方のための療養病床に入院した場合）については、本人負担分（標準負担額）を支払うことで残りは保険者が負担します。

● 入院時の食費

所得区分		食費 (1食)
現役並み所得者・一般		460 円
低所得者Ⅱ	入院期間が [※] 90 日まで	210 円
	入院期間が [※] 91 日以上 (過去 12 か月)	160 円
低所得者Ⅰ		100 円

● 療養病床入院時の食費・居住費

所得区分	食費 (1食)	居住費 (1日)
現役並み所得者一般	460 円※1	
低所得者Ⅱ	210 円	370 円
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 一部医療機関では 420 円の場合があります。

(8) 移送費

移動が困難な重病人を、緊急のため医師の指示により移送した場合で、広域連合が必要と認めた場合に、移送にかかった費用が支給されます。

(9) 訪問看護療養費

訪問看護ステーションなどを利用した場合、医療機関等と同等の保険給付が受けられます。

(10) 葬祭費

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に対し、申請に基づき葬祭費 5 万円が支給されます。

★限度額適用・標準負担額減額認定証

所得区分が非課税世帯（低所得者Ⅱもしくは低所得者Ⅰ）に該当する方は、事前にお住まいの市町村の担当窓口申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

この認定証を医療機関に提示すると、医療費の窓口負担分が高額療養費の自己負担限度額までに、また入院時の食事代等が減額されます。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
有効期限		令和**年7月31日	
交付年月日		令和**年8月1日	
被保険者番号		*****	
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日		令和**年 8 月 1 日	
適 用 区 分		区分Ⅰ	
長 期 入 院 該 当 年 月 日		保 険 者 印	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

★限度額適用認定証

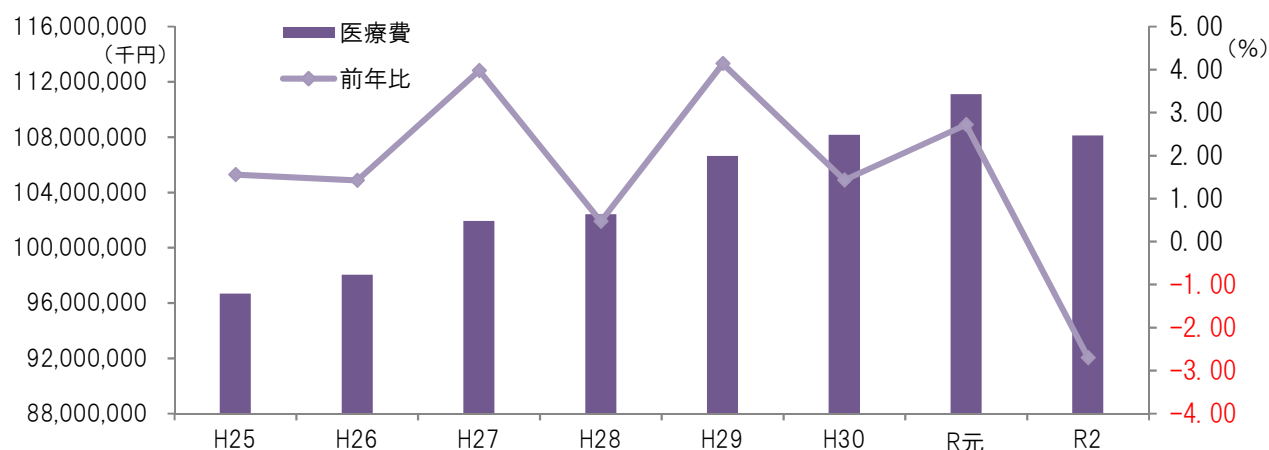
所得区分が現役並みⅠ・Ⅱ（課税所得 145 万円以上 690 万円未満）に該当する方は、お住まいの市町村の担当窓口にて、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

医療機関で「限度額適用認定証」を提示していただいた場合、その医療機関で定められた上限額を超える額を支払うことはありません。

また、「限度額適用認定証」の交付を受けていない場合でも、お支払いされた医療費と所得区分の各限度額との差額分が、高額療養費として後日支給されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証			
有効期限		令和**年7月31日	
交付年月日		令和**年8月1日	
被保険者番号		*****	
被 保 険 者	住 所	甲府市蓬沢一丁目15番35号	
	氏 名	後期 太郎	男
	生 年 月 日	昭和10年10月10日	
発 効 期 日		令和**年 8 月 1 日	
適 用 区 分		現役Ⅰ	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		山梨県後期高齢者医療広域連合 印	

● 医療費の推移



● 医療費及び医療給付費

(単位: 円、%)

年度	医療費		医療給付費			一部負担金	給付率
	金額	前年比	金額	[再掲]高額	[再掲]高額介護		
平成 27 年度	101,927,143,804	3.98	93,778,103,520	3,676,157,031	69,417,348	8,149,040,284	92.01
3 割	4,587,534,586	0.73	3,750,124,193	496,950,335	4,407,892	837,410,393	81.75
1 割	97,339,609,218	4.14	90,027,979,327	3,179,206,696	65,009,456	7,311,629,891	92.49
平成 28 年度	102,408,574,096	0.47	94,016,788,052	3,766,346,783	90,033,592	8,391,786,044	91.81
3 割	4,813,647,568	4.93	3,923,346,628	530,993,191	7,766,633	890,300,940	81.50
1 割	97,594,926,528	0.26	90,093,441,424	3,235,353,592	82,266,959	7,501,485,104	92.31
平成 29 年度	106,645,669,482	4.14	97,765,826,443	3,857,303,713	91,590,887	8,879,843,039	91.67
3 割	5,239,573,234	8.85	4,255,623,751	579,487,715	10,742,430	983,949,483	81.22
1 割	101,406,096,248	3.91	93,510,202,692	3,277,815,998	80,848,457	7,895,893,556	92.21
平成 30 年度	108,175,492,489	1.43	98,708,925,032	3,845,414,526	39,556,486	9,466,567,457	91.25
3 割	5,577,665,056	6.45	4,466,791,211	543,116,799	4,271,975	1,110,873,845	80.08
1 割	102,597,827,433	1.18	94,242,133,821	3,302,297,727	35,284,511	8,355,693,612	91.86
令和元年度	111,117,797,849	2.72	101,431,327,813	3,983,777,972	102,498,925	9,686,470,036	91.28
3 割	5,873,235,797	5.30	4,650,945,249	516,791,694	10,777,986	1,222,290,548	79.19
1 割	105,244,562,052	2.58	96,780,382,564	3,466,986,278	91,720,939	8,464,179,488	91.96
令和 2 年度	108,117,602,555	▲2.70	98,962,139,651	4,071,759,850	109,235,634	9,155,462,904	91.53
3 割	5,844,332,958	▲0.49	4,655,664,144	562,106,854	10,066,899	1,188,668,814	79.66
1 割	102,273,269,597	▲2.82	94,306,475,507	3,509,652,996	99,168,735	7,966,794,090	92.21

(注) 「医療給付費」、「一部負担金」及び「給付率」は次による。

医療給付費 = 保険者負担分 (定率分) + 高額療養費 + 高額介護合算療養費

一部負担金 = 医療費 - 医療給付費

給付率 = 医療給付費 ÷ 医療費 × 100

● 葬祭費

(単位：件、円)

年 度	件 数	給 付 額	1 件当たり額
平成 28 年度	7,063	353,150,000	50,000
平成 29 年度	7,496	374,800,000	50,000
平成 30 年度	7,472	373,600,000	50,000
令和元年度	7,517	375,850,000	50,000
令和 2 年度	7,520	376,000,000	50,000

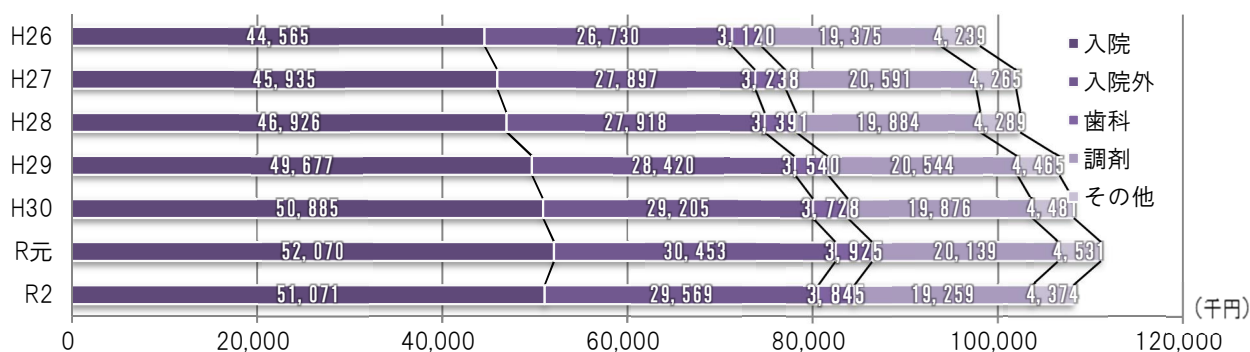
● 診療種別医療費の状況

(単位：千円、%)

年度	医療費	前年比	入院	入院外	歯科	調剤	訪問看護	入院時食事生活療養費	療養費等
H 28 年度	費用額 102,408,574 件数 3,469,796	0.47 2.59	46,926,391 91,849	27,917,996 1,807,667	3,391,044 223,382	19,884,400 1,269,872	365,306 4,776	2,758,015 86,902	1,165,422 72,214
H 29 年度	費用額 106,645,669 件数 3,567,860	4.14 2.83	49,676,570 95,029	28,419,986 1,842,964	3,539,776 238,753	20,544,437 1,313,565	439,242 5,543	2,851,022 90,020	1,174,636 72,006
H 30 年度	費用額 108,175,492 件数 3,656,879	1.43 2.50	50,884,796 96,482	29,205,171 1,878,414	3,728,281 254,206	19,876,203 1,348,853	448,586 5,926	2,870,268 91,511	1,162,188 72,998
R 元 年度	費用額 111,117,798 件数 3,758,914	2.72 2.79	52,070,218 95,979	30,453,165 1,918,042	3,924,634 277,003	20,139,237 1,386,537	482,248 6,452	2,885,387 91,114	1,162,909 74,901
R 2 年度	費用額 108,117,603 件数 3,574,775	▲2.70 ▲4.90	51,071,400 93,613	29,568,801 1,818,392	3,844,796 253,819	19,258,931 1,337,070	559,102 7,125	2,791,391 86,434	1,023,182 64,756

(注)「療養費等」には、鍼灸・マッサージ・柔道整復術を含む

● 診療種別医療費の推移



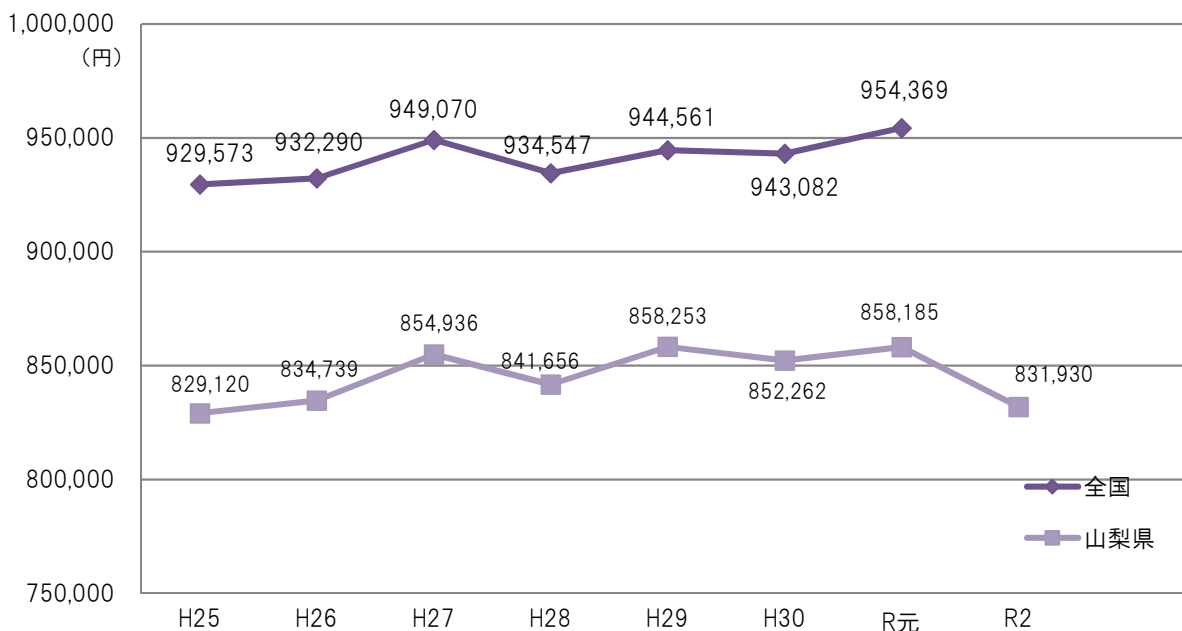
● 1人当たり医療費の状況

(単位：円、%)

年 度	医療費	前年比	入 院	入院外	歯 科	調 剤	訪問看護	入院時食事 生活療養費	療養費等
平成 28 年度	841,656	▲1.55	385,670	229,447	27,870	163,422	3,002	22,667	9,578
3 割	767,972	▲0.58	316,335	231,719	32,731	160,011	2,851	15,476	8,849
1 割	845,659	▲1.58	389,436	229,324	27,606	163,608	3,011	23,058	9,616
平成 29 年度	858,253	1.97	399,782	228,716	28,487	165,336	3,535	22,944	9,451
3 割	776,924	1.17	328,377	227,672	32,949	160,429	3,273	15,249	8,974
1 割	862,920	2.04	403,880	228,776	28,231	165,617	3,550	23,386	9,481
平成 30 年度	852,262	▲0.70	400,897	230,093	29,373	156,595	3,534	22,613	9,156
3 割	763,708	▲1.70	322,390	231,978	33,064	150,618	2,936	14,481	8,241
1 割	857,669	▲0.61	405,690	229,978	29,148	156,960	3,571	23,110	9,212
令和元年度	858,185	0.70	402,149	235,196	30,311	155,539	3,724	22,284	8,981
3 割	747,136	▲2.17	299,594	241,744	34,990	149,989	2,548	13,343	4,928
1 割	865,363	0.90	408,778	234,773	30,008	155,898	3,801	22,862	9,243
令和 2 年度	831,930	▲3.06	392,978	227,522	29,584	148,191	4,302	21,479	7,873
3 割	732,924	▲1.90	291,103	234,175	33,817	151,257	3,876	12,490	6,206
1 割	838,402	▲3.12	399,637	227,087	29,308	147,991	4,330	22,066	7,982

(注) 1人当たり医療費 = 医療費 [総額もしくは各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 1人当たり医療費の推移（全国との比較）



※ 全国の H25～R 元は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告（年報）』による。（対象期間は 3 月から 2 月）

※ 全国の R2 は、厚生労働省『後期高齢者医療事業状況報告（月報）』による。（対象期間は 3 月から 2 月）

● 市町村別医療費の状況

(単位：千円)

市町村	平成 28 年度 医療費	平成 29 年度 医療費	平成 30 年度 医療費	令和元年度 医療費	令和 2 年度 医療費
1 甲 府 市	25,721,928	26,957,539	27,629,106	27,655,269	27,213,191
2 富 士 吉 田 市	5,516,397	5,817,243	5,985,353	6,327,892	6,032,916
3 都 留 市	3,192,437	3,323,888	3,364,429	3,445,245	3,237,027
4 山 梨 市	5,182,194	5,256,894	5,333,356	5,536,590	5,497,591
5 大 月 市	3,993,785	4,218,735	4,158,129	4,107,248	4,010,227
6 韭 崎 市	3,341,134	3,299,269	3,363,020	3,541,330	3,382,788
7 南アルプス市	7,119,441	7,395,874	7,622,994	8,078,521	7,828,729
8 北 杜 市	6,500,644	6,633,318	6,658,020	6,826,918	6,530,903
9 甲 斐 市	6,364,190	6,894,452	7,162,858	7,556,382	7,458,864
10 笛 吹 市	8,589,082	9,153,016	9,121,619	9,625,065	9,493,631
11 上 野 原 市	3,134,218	3,288,744	3,396,755	3,531,383	3,284,872
12 甲 州 市	4,739,060	4,748,560	4,872,570	4,700,003	4,853,300
13 中 央 市	2,628,984	2,799,187	2,810,370	3,198,752	3,037,510
14 市 川 三 郷 町	2,905,447	2,942,870	2,809,365	2,832,949	2,605,282
15 早 川 町	358,962	387,600	355,340	291,461	293,719
16 身 延 町	3,074,425	3,109,336	2,924,465	2,892,104	2,717,275
17 南 部 町	1,434,630	1,467,287	1,483,254	1,501,910	1,392,301
18 富 士 川 町	2,049,269	2,044,729	2,069,395	2,135,860	2,168,631
19 昭 和 町	1,500,656	1,473,424	1,577,952	1,625,710	1,673,960
20 道 志 村	221,407	257,560	248,959	272,324	234,261
21 西 桂 町	507,445	562,199	534,564	614,476	575,164
22 忍 野 村	621,794	673,994	739,069	697,532	675,184
23 山 中 湖 村	580,464	587,172	574,877	682,606	631,577
24 鳴 沢 村	289,983	338,756	340,933	402,080	341,195
25 富士河口湖町	2,583,532	2,682,079	2,799,042	2,782,748	2,725,599
26 小 菅 村	133,885	165,478	115,827	130,746	116,551
27 丹 波 山 村	123,181	166,468	123,871	124,694	105,354
広 域 連 合	102,408,574	106,645,669	108,175,492	111,117,798	108,117,603

● 市町村別療養給付費の状況

(単位：千円)

市町村	平成 28 年度 療養給付費	平成 29 年度 療養給付費	平成 30 年度 療養給付費	令和元年度 療養給付費	令和 2 年度 療養給付費
1 甲 府 市	23,669,904	24,758,148	25,252,539	25,314,486	24,996,722
2 富 士 吉 田 市	5,033,875	5,331,644	5,465,553	5,780,617	5,506,705
3 都 留 市	2,916,663	3,036,098	3,061,227	3,134,734	2,941,539
4 山 梨 市	4,759,697	4,809,685	4,872,980	5,060,829	5,046,456
5 大 月 市	3,673,652	3,876,471	3,797,225	3,750,278	3,663,304
6 韭 崎 市	3,064,437	3,018,551	3,067,772	3,227,772	3,099,098
7 南アルプス市	6,536,292	6,780,239	6,956,920	7,370,891	7,166,865
8 北 杜 市	5,965,022	6,080,227	6,066,440	6,215,511	5,966,993
9 甲 斐 市	5,843,566	6,327,259	6,534,294	6,901,562	6,830,378
10 笛 吹 市	7,880,280	8,403,611	8,320,248	8,790,840	8,699,161
11 上 野 原 市	2,862,622	3,003,160	3,091,007	3,220,745	2,989,958
12 甲 州 市	4,340,279	4,347,608	4,444,443	4,275,791	4,428,591
13 中 央 市	2,417,578	2,567,347	2,561,656	2,916,980	2,764,153
14 市 川 三 郷 町	2,682,325	2,706,666	2,568,985	2,577,205	2,392,092
15 早 川 町	333,279	361,963	328,063	268,513	273,248
16 身 延 町	2,829,927	2,858,365	2,671,325	2,641,099	2,492,203
17 南 部 町	1,317,462	1,342,684	1,343,560	1,365,413	1,264,859
18 富 士 川 町	1,874,837	1,851,938	1,880,131	1,941,534	1,990,173
19 昭 和 町	1,368,684	1,333,766	1,427,895	1,470,595	1,522,465
20 道 志 村	201,945	235,498	227,856	250,099	217,529
21 西 桂 町	468,819	518,613	489,720	566,330	522,550
22 忍 野 村	569,927	612,354	677,377	636,979	615,742
23 山 中 湖 村	527,536	529,652	517,219	618,034	572,626
24 鳴 沢 村	264,342	311,258	311,194	369,118	311,368
25 富士河口湖町	2,376,818	2,454,915	2,552,902	2,530,747	2,482,366
26 小 菅 村	123,281	153,065	106,065	119,449	106,943
27 丹 波 山 村	113,738	155,042	114,329	115,180	98,052
広 域 連 合	94,016,788	97,765,826	98,708,925	101,431,328	98,962,140

(注) 療養給付費 = 医療費の保険者負担分

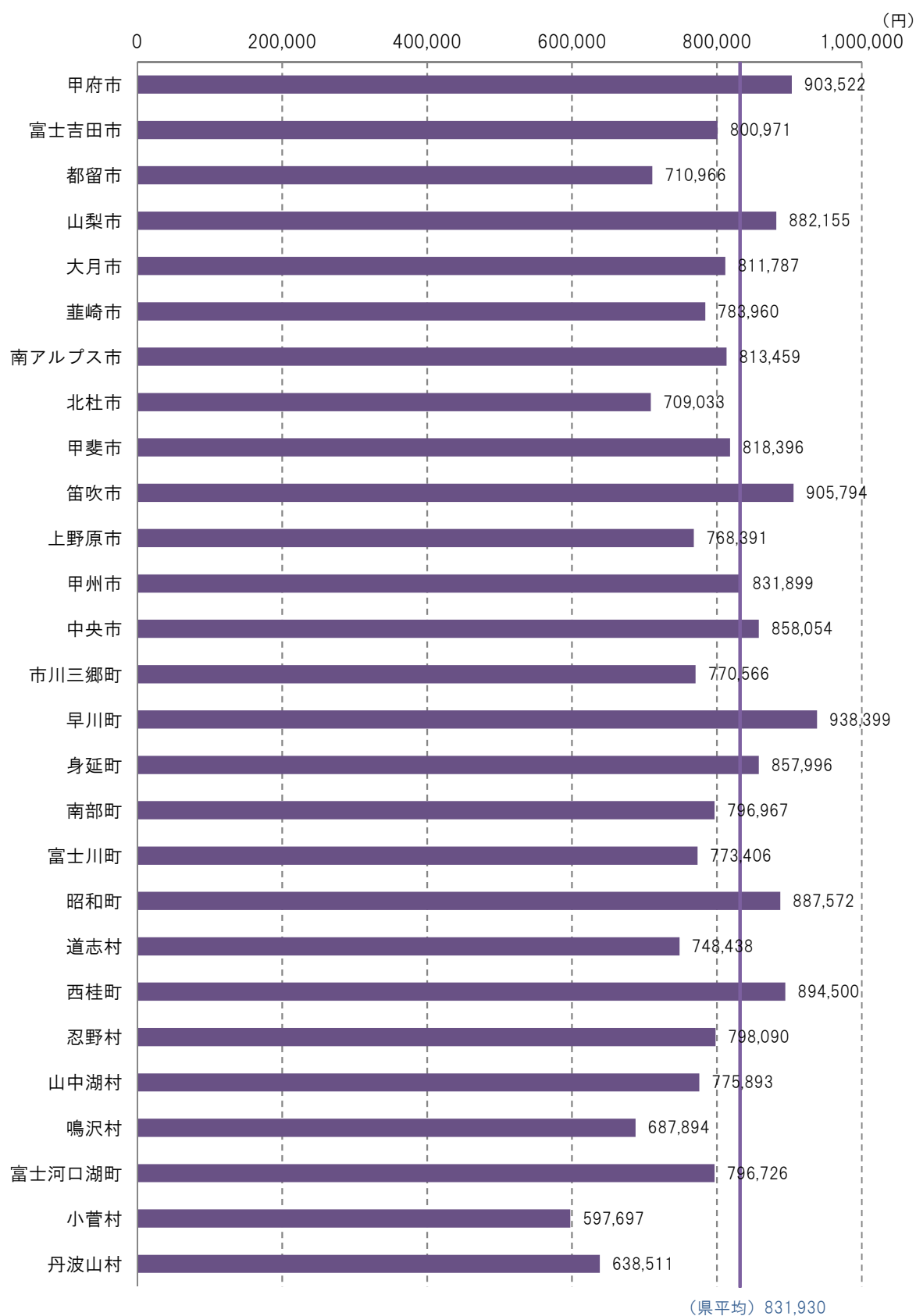
● 市町村別 1 人当たり医療費〔総額〕の状況

(単位：円、%)

市町村	令和元年度 1 人当たり医療費	令和 2 年度 1 人当たり医療費	対前年度 増 減 額	対前年度 増 減 率
1 甲 府 市	920,584	903,522	▲17,062	▲1.85
2 富 士 吉 田 市	844,620	800,971	▲43,649	▲5.17
3 都 留 市	752,730	710,966	▲41,764	▲5.55
4 山 梨 市	887,701	882,155	▲5,546	▲0.62
5 大 月 市	822,437	811,787	▲10,650	▲1.29
6 韭 崎 市	825,870	783,960	▲41,910	▲5.07
7 南アルプス市	845,564	813,459	▲32,105	▲3.80
8 北 杜 市	746,928	709,033	▲37,895	▲5.07
9 甲 斐 市	855,956	818,396	▲37,560	▲4.39
10 笛 吹 市	924,420	905,794	▲18,626	▲2.01
11 上 野 原 市	821,443	768,391	▲53,052	▲6.46
12 甲 州 市	802,596	831,899	29,303	3.65
13 中 央 市	912,625	858,054	▲54,571	▲5.98
14 市 川 三 郷 町	838,647	770,566	▲68,081	▲8.12
15 早 川 町	880,546	938,399	57,853	6.57
16 身 延 町	888,784	857,996	▲30,788	▲3.46
17 南 部 町	840,465	796,967	▲43,498	▲5.18
18 富 士 川 町	750,478	773,406	22,928	3.06
19 昭 和 町	880,667	887,572	6,905	0.78
20 道 志 村	853,681	748,438	▲105,243	▲12.33
21 西 桂 町	941,004	894,500	▲46,504	▲4.94
22 忍 野 村	847,548	798,090	▲49,458	▲5.84
23 山 中 湖 村	862,966	775,893	▲87,072	▲10.09
24 鳴 沢 村	853,672	687,894	▲165,778	▲19.42
25 富士河口湖町	823,298	796,726	▲26,572	▲3.23
26 小 菅 村	634,687	597,697	▲36,990	▲5.83
27 丹 波 山 村	720,777	638,511	▲82,266	▲11.41
広 域 連 合	858,185	831,930	▲26,255	▲3.06

※1 人当たり医療費〔総額〕＝ 医療費〔総額〕÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり医療費の比較 [令和 2 年度]



● 市町村別 1 人当たり医療費 [内訳] の状況 [令和 2 年度]

(単位：円)

市町村	入院 及び 食事療養費 生活療養費	入院外及び調剤		歯科	訪問看護	療養費
			調剤[再掲]			
1 甲 府 市	440,053	413,060	157,216	33,669	7,352	9,389
2 富 士 吉 田 市	371,082	387,594	153,324	26,940	2,508	12,847
3 都 留 市	356,302	320,700	129,455	25,435	1,200	7,329
4 山 梨 市	456,901	385,136	160,046	30,275	1,472	8,371
5 大 月 市	400,777	368,119	139,694	35,220	1,641	6,031
6 韭 崎 市	387,345	357,734	138,241	27,463	4,393	7,025
7 南アルプス市	407,155	368,657	149,944	26,337	4,303	7,007
8 北 杜 市	353,689	318,672	126,416	28,411	2,926	5,335
9 甲 斐 市	395,028	377,753	140,449	32,977	5,441	7,197
10 笛 吹 市	496,880	369,115	151,493	29,005	3,562	7,234
11 上 野 原 市	404,842	322,439	120,416	34,274	703	6,134
12 甲 州 市	440,642	356,629	149,739	26,339	2,469	5,821
13 中 央 市	424,193	394,150	154,486	28,746	5,919	5,047
14 市 川 三 郷 町	361,859	370,782	150,280	24,031	6,097	7,797
15 早 川 町	492,350	426,996	244,131	14,487	1,438	3,127
16 身 延 町	475,367	354,020	147,372	22,268	2,213	4,129
17 南 部 町	429,467	329,174	104,529	28,643	2,996	6,687
18 富 士 川 町	368,926	370,642	174,792	19,752	5,455	8,630
19 昭 和 町	405,743	437,509	172,153	30,961	7,424	5,934
20 道 志 村	350,685	369,368	80,545	21,579	1,656	5,150
21 西 桂 町	413,605	440,200	158,049	24,340	8,725	7,630
22 忍 野 村	378,230	378,127	134,248	25,822	2,778	13,134
23 山 中 湖 村	347,833	390,421	154,453	28,968	1,037	7,635
24 鳴 沢 村	290,290	350,715	158,238	40,269	1,010	5,611
25 富士河口湖町	359,643	393,497	165,331	26,574	3,222	13,790
26 小 菅 村	307,524	249,278	60,305	38,198	0	2,698
27 丹 波 山 村	360,172	259,861	86,747	17,503	0	975
広 域 連 合	414,457	375,714	148,191	29,584	4,302	7,873

(注) 1 人当たり医療費 [内訳] = 医療費 [各内訳の合計] ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別 1 人当たり療養費の状況 [令和 2 年度]

(単位：円)

市町村	療養費計	一般診療等	補装具	柔道整復	按摩・ マッサージ	鍼灸
1 甲府市	9,389	4	738	2,896	5,014	737
2 富士吉田市	12,847	5	483	5,294	6,684	382
3 都留市	7,329	0	758	1,933	4,507	131
4 山梨市	8,371	0	765	3,974	2,751	882
5 大月市	6,031	0	920	2,159	2,951	1
6 韮崎市	7,025	23	606	3,037	2,631	728
7 南アルプス市	7,007	0	928	3,192	2,710	176
8 北杜市	5,335	4	484	1,688	2,119	1,039
9 甲斐市	7,197	4	764	3,227	2,552	651
10 笛吹市	7,234	24	778	2,369	3,382	681
11 上野原市	6,134	7	929	2,106	3,093	0
12 甲州市	5,821	0	617	2,991	1,940	274
13 中央市	5,047	0	586	2,620	1,565	276
14 市川三郷町	7,797	0	533	3,936	1,521	1,808
15 早川町	3,127	0	1,108	2,019	0	0
16 身延町	4,129	15	888	1,167	1,616	443
17 南部町	6,687	0	1,809	1,789	2,894	195
18 富士川町	8,630	0	735	3,365	3,711	819
19 昭和町	5,934	0	654	2,430	2,709	142
20 道志村	5,150	0	923	1,104	3,123	0
21 西桂町	7,630	0	725	2,735	3,489	681
22 忍野村	13,134	0	568	1,997	10,028	541
23 山中湖村	7,635	0	744	2,644	2,503	1,744
24 鳴沢村	5,611	0	752	2,842	1,986	32
25 富士河口湖町	13,790	35	754	4,694	6,717	1,590
26 小菅村	2,698	1,913	640	145	0	0
27 丹波山村	975	0	566	410	0	0
広域連合	7,873	9	737	2,916	3,600	611

(注) 1 人当たり療養費 = 療養費の合計 ÷ 年度平均被保険者数

● 市町村別診療費諸率の状況〔令和２年度〕

(単位：円、％)

市町村	入院					入院外				
	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人	受診率	日数/ 件	1 件	費用額 1 日	1 人
1 甲 府 市	73.95	17.63	564,425	32,018	417,392	1,590.42	1.63	16,087	9,895	255,844
2 富 士 吉 田 市	62.10	16.33	568,653	34,827	353,105	1,458.66	1.69	16,061	9,483	234,271
3 都 留 市	70.61	16.20	477,098	29,446	336,892	1,078.45	1.48	17,733	11,953	191,246
4 山 梨 市	81.31	17.02	532,197	31,263	432,709	1,289.36	1.71	17,457	10,216	225,090
5 大 月 市	72.02	17.44	525,945	30,156	378,808	1,266.23	1.61	18,040	11,235	228,424
6 韭 崎 市	66.84	17.16	548,709	31,976	366,739	1,358.01	1.61	16,163	10,066	219,493
7 南アルプス市	72.90	17.09	530,286	31,031	386,584	1,432.66	1.58	15,266	9,686	218,713
8 北 杜 市	64.44	16.29	519,764	31,904	334,960	1,173.31	1.45	16,386	11,319	192,256
9 甲 斐 市	66.47	17.40	564,697	32,452	375,349	1,556.10	1.54	15,250	9,929	237,305
10 笛 吹 市	79.40	17.39	595,649	34,250	472,950	1,359.07	1.52	16,013	10,515	217,622
11 上 野 原 市	78.50	17.38	484,126	27,861	380,053	1,204.61	1.60	16,771	10,490	202,022
12 甲 州 市	75.03	17.07	557,581	32,673	418,329	1,252.28	1.58	16,521	10,465	206,889
13 中 央 市	72.01	17.99	558,063	31,029	401,837	1,482.49	1.53	16,166	10,551	239,664
14 市 川 三 郷 町	68.06	17.48	501,775	28,714	341,492	1,325.97	1.75	16,630	9,477	220,502
15 早 川 町	84.03	17.56	556,575	31,698	467,666	1,185.62	1.42	15,424	10,859	182,865
16 身 延 町	90.40	18.89	493,377	26,122	446,017	1,136.44	1.60	18,184	11,352	206,648
17 南 部 町	81.11	18.13	497,039	27,409	403,151	1,299.20	1.44	17,291	11,972	224,645
18 富 士 川 町	69.97	16.90	498,921	29,523	349,103	1,380.78	1.54	14,184	9,221	195,850
19 昭 和 町	67.07	17.04	575,910	33,794	386,281	1,592.79	1.64	16,660	10,151	265,356
20 道 志 村	61.02	15.98	547,754	34,268	334,252	1,053.35	1.48	27,419	18,571	288,823
21 西 桂 町	74.49	16.17	528,472	32,684	393,683	1,399.07	1.60	20,167	12,568	282,151
22 忍 野 村	65.25	15.87	552,257	34,804	360,338	1,467.61	1.64	16,617	10,137	243,878
23 山 中 湖 村	62.53	14.73	531,089	36,048	332,094	1,411.43	1.52	16,718	11,004	235,968
24 鳴 沢 村	48.19	14.26	577,722	40,527	278,378	1,272.38	1.58	15,127	9,577	192,476
25 富士河口湖町	60.36	14.82	569,509	38,418	343,770	1,415.73	1.69	16,117	9,551	228,167
26 小 菅 村	57.95	19.03	496,247	26,082	287,569	1,355.90	1.63	13,937	8,552	188,973
27 丹 波 山 村	64.24	17.59	530,701	30,163	340,935	1,257.58	1.81	13,766	7,595	173,114
広 域 連 合	72.03	17.19	545,559	31,743	392,978	1,399.19	1.59	16,261	10,209	227,522

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

(単位：円、%)

市町村	歯科					合計				
	受診率	日数/ 件	費用額			受診率	日数/ 件	費用額		
			1件	1日	1人			1件	1日	1人
1 甲 府 市	219.52	1.88	15,338	8,146	33,669	1,883.89	2.28	37,524	16,430	706,906
2 富 士 吉 田 市	189.62	2.02	14,208	7,026	26,940	1,710.37	2.26	35,917	15,883	614,316
3 都 留 市	164.11	1.84	15,498	8,417	25,435	1,313.18	2.32	42,155	18,173	553,573
4 山 梨 市	193.13	1.69	15,676	9,282	30,275	1,563.80	2.50	44,000	17,583	688,075
5 大 月 市	225.87	1.97	15,593	7,919	35,220	1,564.13	2.39	41,074	17,205	642,453
6 韭 崎 市	174.95	1.88	15,698	8,363	27,463	1,599.79	2.29	38,361	16,787	613,695
7 南アルプス市	180.99	1.90	14,552	7,647	26,337	1,686.54	2.28	37,451	16,414	631,635
8 北 杜 市	189.26	1.75	15,011	8,575	28,411	1,427.02	2.16	38,936	18,042	555,628
9 甲 斐 市	216.04	1.85	15,264	8,256	32,977	1,838.61	2.15	35,115	16,361	645,631
10 笛 吹 市	194.10	1.88	14,943	7,968	29,005	1,632.57	2.34	44,076	18,864	719,576
11 上 野 原 市	221.29	1.96	15,488	7,900	34,274	1,504.40	2.48	40,970	16,551	616,349
12 甲 州 市	168.44	1.84	15,636	8,508	26,339	1,495.75	2.38	43,561	18,267	651,557
13 中 央 市	214.69	1.94	13,389	6,902	28,746	1,769.18	2.25	37,885	16,828	670,247
14 市川三郷町	145.31	2.12	16,537	7,809	24,031	1,539.34	2.48	38,070	15,326	586,025
15 早 川 町	107.03	1.87	13,536	7,244	14,487	1,376.68	2.44	48,306	19,796	665,018
16 身 延 町	133.79	2.01	16,645	8,285	22,268	1,360.63	2.79	49,605	17,777	674,933
17 南 部 町	196.39	1.60	14,585	9,140	28,643	1,576.70	2.32	41,634	17,932	656,439
18 富 士 川 町	139.62	1.98	14,147	7,132	19,752	1,590.37	2.25	35,508	15,759	564,705
19 昭 和 町	224.71	1.88	13,778	7,317	30,961	1,884.57	2.22	36,220	16,329	682,599
20 道 志 村	181.15	1.93	11,912	6,163	21,579	1,295.53	2.22	49,760	22,377	644,654
21 西 桂 町	147.59	1.99	16,492	8,276	24,340	1,621.15	2.31	43,190	18,703	700,173
22 忍 野 村	202.36	1.91	12,760	6,695	25,822	1,735.22	2.21	36,309	16,464	630,038
23 山 中 湖 村	207.99	2.02	13,928	6,887	28,968	1,681.94	2.07	35,496	17,125	597,030
24 鳴 沢 村	272.38	1.63	14,784	9,095	40,269	1,592.94	1.97	32,087	16,280	511,123
25 富士河口湖町	160.33	2.11	16,574	7,839	26,574	1,636.42	2.21	36,574	16,521	598,510
26 小 菅 村	207.18	2.19	18,437	8,436	38,198	1,621.03	2.32	31,754	13,671	514,740
27 丹 波 山 村	123.64	2.04	14,157	6,942	17,503	1,445.45	2.53	36,774	14,516	531,552
広 域 連 合	195.31	1.89	15,148	8,032	29,584	1,666.53	2.30	39,008	16,952	650,085

(注) 受診率＝レセプト件数÷平均被保険者数×100

6 医療費の適正化

(1) 医療費通知の送付〔年1回〕

被保険者に対し、受診年月、医療機関等名、日数、医療費（保険適用分のみ10割）の額などをお知らせすることにより、一人ひとりが健康管理を心がけ、適正な保険診療を受けていただくための契機とすることや、医療機関等による診療報酬の不正請求の抑止効果を目的としています。

なお、医療費控除の申告手続きの利便性向上を目的に、令和2年度から年1回の送付に変更しました。

<医療費通知送付状況>

送付年度	送付件数
平成30年度(年3回)	360,304件
令和元年度(年3回)	369,762件
令和2年度(年1回)	193,427件

(2) 後発医薬品利用差額通知の送付〔毎月〕

高血圧、糖尿病等の一定の条件に該当する被保険者へ、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合に見込まれる軽減額などをお知らせすることで、その利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に繋がっています。

<後発医薬品利用差額通知送付状況>

送付年度	送付件数
平成30年度	38,277件
令和元年度	31,309件
令和2年度	37,793件

(3) 第三者行為損害賠償求償事務

交通事故など、第三者の行為によってけがや病気になった場合でも、届け出により後期高齢者医療で治療を受けることができます。この場合、保険者が一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。

<第三者行為損害賠償金収納状況>

年度	収納件	収納金額
H28年度	1,023件	153,903,974円
H29年度	1,111件	168,261,423円
H30年度	1,089件	155,484,259円
R元年度	1,756件	219,255,548円
R2年度	1,092件	155,440,986円

(4) 重複・頻回受診者等への訪問指導

重複・頻回受診者等に対して保健師等が訪問し、日頃からの健康づくりや適切な受診、服薬などに関する指導及び相談を行っています。

<訪問指導実施状況>

指導対象	指導実人数
重複受診	44人
頻回受診	12人
重複投薬	24人

(5) 柔道整復師等による施術状況の確認等

柔道整復に係る療養費支給申請書の内容点検に加え、被保険者に文書を送付するなどして施術内容の確認を行い、不正請求等の発見等につなげるほか、リーフレットやホームページ等において適正な受診を呼びかけています。

(6) 医療と介護の給付調整

在宅（有料老人ホーム、グループホーム等の入所者を含む）で療養されている被保険者で、要介護（要支援）認定を受けている方の医療サービスのうち、介護保険でも同種のサービスがある場合は、医療保険と介護保険との間で給付調整が必要なため、医療機関への確認、返戻等の処理を行っています。

7 保健事業

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を予防するための健康診査事業や高齢者の健康づくりのための各種健康増進事業を、市町村と協力して実施しています。

(1) 健康増進事業

長年、社会に貢献されてきた高齢者の疾病を予防し、健康を維持するために、山梨県後期高齢者健康増進事業実施計画に基づき、市町村と広域連合が協力して、市町村の実情に応じた健康増進事業を実施しています。

＜健康増進事業実施状況＞

年 度	実施市町村数	実 施事業数	事業の内容	健康増進事業補助金額
平成 28 年度	10 市町村	10 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	56,887,000 円
平成 29 年度	11 市町村	11 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業	48,418,000 円
平成 30 年度	14 市町村	14 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,068,000 円
令和元年度	14 市町村	14 事業	健康づくり教室、人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	42,806,000 円
令和 2 年度	10 市町村	10 事業	人間ドック等検診事業、健康診査事業（追加項目）	39,342,000 円

(2) 健康診査事業

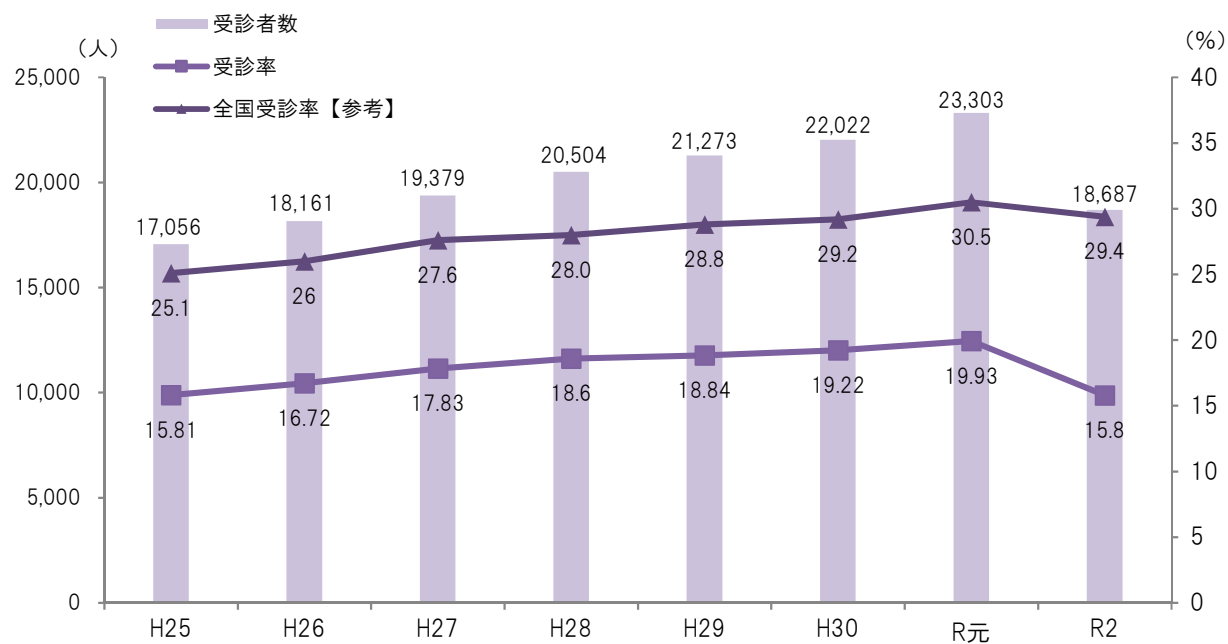
糖尿病などの生活習慣病を早期に発見して重症化を予防するとともに、心身の健康を維持しながら自立し、生きがいのある生活を送るための適切な支援に繋げるため、健康診査の受診を促進しています。

● 健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目 標 値 (計 画)	受 診 率	18.7%	18.8%	19.1%	19.5%	19.92%
	対象者数	107,717 人	113,109 人	115,116 人	117,821 人	117,834 人
	実施者数	20,183 人	21,223 人	22,023 人	22,922 人	23,477 人
実 績 (結 果)	受 診 率	18.60%	18.84%	19.22%	19.93%	15.80%
	対象者数	110,256 人	112,905 人	114,607 人	116,930 人	118,238 人
	実施者数	20,504 人	21,273 人	22,022 人	23,303 人	18,687 人
健康診査事業費補助金額		62,212,000 円	65,132,000 円	66,660,000 円	71,144,000 円	71,692,000 円

● 健康診査受診者数と受診率の推移



● 市町村別交付額等の状況〔令和２年度〕

(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額	(参考) 人間ドック 受診者数
1 甲 府 市	25,994	1,892	7.28	6,352,000	1,872
2 富 士 吉 田 市	7,033	557	7.92	1,988,000	
3 都 留 市	4,290	441	10.28	1,565,000	
4 山 梨 市	5,550	385	6.94	1,439,000	272
5 大 月 市	4,461	339	7.60	1,289,000	
6 韭 崎 市	4,196	933	23.67	3,398,000	
7 南アルプス市	9,159	2,952	32.23	10,587,000	
8 北 杜 市	8,563	842	9.83	2,664,000	
9 甲 斐 市	7,479	1,556	20.80	6,058,000	1,152
10 笛 吹 市	9,868	1,781	18.05	6,280,000	
11 上 野 原 市	4,042	312	7.72	1,093,000	100
12 甲 州 市	5,651	1,007	17.82	3,612,000	
13 中 央 市	2,977	573	19.25	1,971,000	106
14 市 川 三 郷 町	3,187	1,028	32.26	3,482,000	
15 早 川 町	277	119	42.96	453,000	2
16 身 延 町	2,936	870	29.63	3,160,000	
17 南 部 町	1,640	673	41.04	2,406,000	
18 富 士 川 町	2,699	969	35.90	3,500,000	
19 昭 和 町	1,748	661	37.81	2,341,000	
20 道 志 村	287	89	31.01	295,000	
21 西 桂 町	609	72	11.82	258,000	
22 忍 野 村	806	119	14.76	427,000	38
23 山 中 湖 村	705	204	28.94	764,000	
24 鳴 沢 村	413	33	7.99	75,000	40
25 富士河口湖町	3,391	223	6.58	603,000	
26 小 菅 村	135	27	20.00	101,000	
27 丹 波 山 村	142	30	21.13	121,000	
広 域 連 合	118,238	18,687	15.86	66,282,000	3,582

● 歯科健康診査事業実施状況

(単位：人、%、円)

項 目		28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目 標 値 (計画)	受 診 率	2.23%	1.89%	1.93%	1.88%	1.93%
	対象者数	113,169 人	119,875 人	118,582 人	121,889 人	121,902 人
	実施者数	2,527 人	2,268 人	2,284 人	2,296 人	2,352 人
実 績 (結果)	受 診 率	1.75%	1.49%	1.43%	1.74%	1.50%
	対象者数	110,256 人	116,286 人	118,190 人	121,256 人	118,271 人
	実施者数	1,932 人	1,729 人	1,691 人	2,108 人	1,775 人
健康診査事業費補助金額		3,336,000 円	3,328,000 円	4,444,000 円	5,701,000 円	5,410,000 円

● 市町村別交付額等の状況（歯科）〔令和 2 年度〕

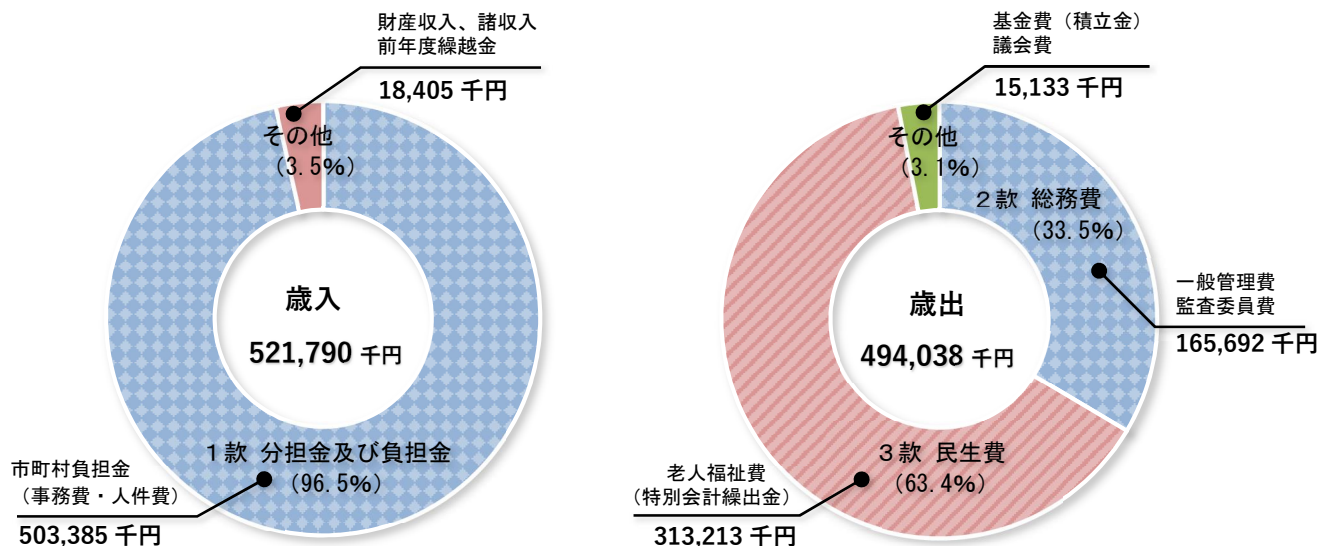
(単位：人、%、円)

市町村	対象者数	受診者数	受診率	交付金額
1 甲 府 市	28,289	571	2.02	1,695,000
2 富 士 吉 田 市	7,033	228	3.24	777,000
3 都 留 市	580	87	15.00	198,000
4 山 梨 市	5,850	52	0.89	142,000
5 大 月 市	4,461	28	0.63	68,000
6 笛 吹 市	9,868	578	5.86	1,800,000
7 甲 州 市	5,651	30	0.53	69,000
8 身 延 町	2,936	94	3.20	324,000
9 山 中 湖 村	56	24	42.86	75,000
10 富 士 河 口 湖 町	3,391	83	2.45	262,000
広 域 連 合	118, 271	1, 775	1.50	5,410,000

8 決算の状況〔令和2年度〕

(1) 一般会計

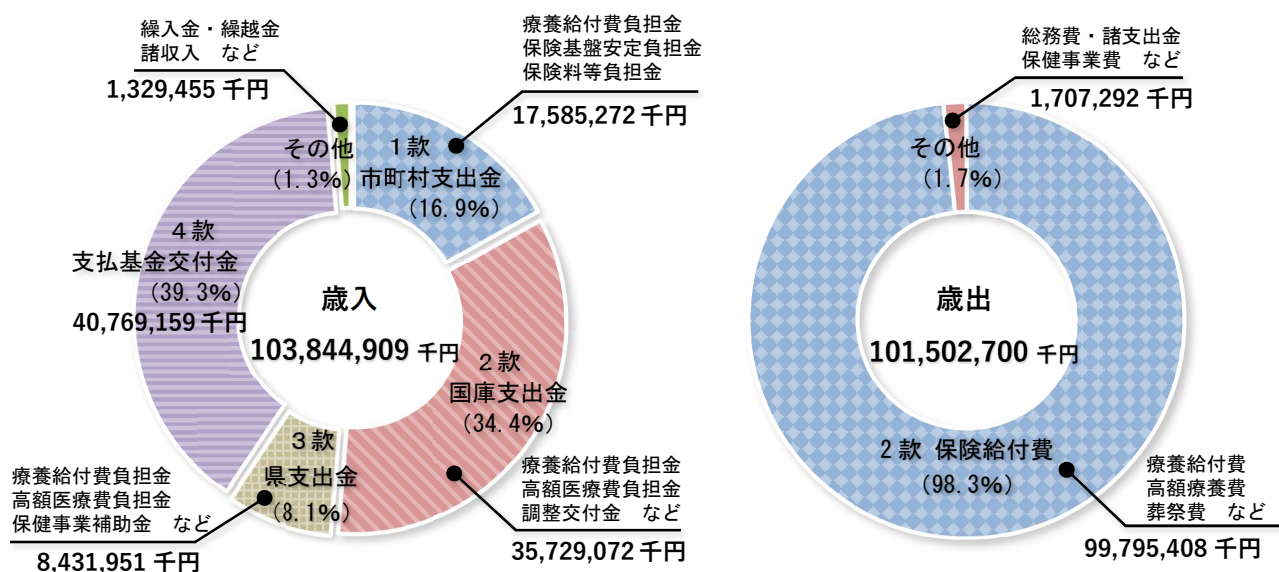
広域連合の運営に係る経費については、関係市町村の負担金を充てるとされています。一般会計の歳入の大部分が、この市町村負担金（1款 分担金及び負担金）であり、歳出においては職員の人件費を含む総務費と全体の6割を占める特別会計への繰出金（3款 民生費）が主なものです。



(2) 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療に関する収入及び支出については、広域連合と市町村は特別会計を設けなければならないとされています。(高齢者の医療の確保に関する法律第49条)

広域連合が設ける特別会計は、歳入においては市町村から納付される保険料や国県市による公費負担、現役世代の負担である支払基金交付金などがあり、歳出においては全体の9割以上を占める保険給付費や保健事業費などがあります。



(3) 基金

ア 山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金

(経済事情の変動や災害などを原因とする収入減・支出増に対応するための財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 27 年度	71,091,357	13,455,239	0
平成 28 年度	94,231,970	23,140,613	0
平成 29 年度	125,937,407	31,705,437	0
平成 30 年度	87,367,032	▲38,570,375	0
令和元年度	70,693,132	▲16,673,900	0
令和 2 年度	84,915,373	14,222,241	0

イ 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金

(後期高齢者医療の年度間の財源を調整し、給付に要する費用などの財源に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 27 年度	1,409,191,686	220,194,374	399,644,246
平成 28 年度	1,809,203,620	400,011,934	0
平成 29 年度	1,809,346,967	143,347	0
平成 30 年度	1,809,502,470	155,503	0
令和元年度	1,809,646,337	143,867	0
令和 2 年度	1,809,678,264	31,927	0

ウ 山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金

(被保険者の健康の保持増進を目的とした保健事業等に要する費用に充てるための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	年度中の増減高	出納整理期間中の増減高
平成 27 年度	—	—	—
平成 28 年度	—	—	—
平成 29 年度	—	—	—
平成 30 年度	32,243,148	32,243,148	0
令和元年度	32,246,148	3,000	0
令和 2 年度	91,497,523	59,251,375	0

※平成 30 年度基金設置

(参考) 山梨県後期高齢者医療財政安定化基金

(未納による保険料の不足や、給付費の不足などに対して貸付等を行うための基金)

(単位：円)

年度	年度末の現在高	拠出率	基金からの交付または借入額
平成 27 年度	1,410,678,728	—	0
平成 28 年度	1,412,010,046	—	0
平成 29 年度	1,412,754,746	—	0
平成 30 年度	1,413,252,134	—	0
令和元年度	1,413,393,849	—	0
令和 2 年度	1,413,479,581	—	0

※ 平成 26 年度以降については、拠出を行っていない。

● 一般会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和元年度	令和 2 年度	元～2 増減額	元～2 増減率
1 款 分担金及び負担金	503,373,248	503,384,973	11,725	0.002
市町村負担金	503,373,248	503,384,973	11,725	0.002
2 卷 財産収入	7,100	1,241	▲5,859	▲82.52
利子及び配当金	7,100	1,241	▲5,859	▲82.52
3 卷 繰入金	33,434,000	0	▲33,434,000	皆減
財政調整基金繰入金	33,434,000	0	▲33,434,000	皆減
4 卷 繰越金	21,303,315	18,397,956	▲2,905,359	▲13.64
繰越金	21,303,315	18,397,956	▲2,905,359	▲13.64
5 款 諸収入	22,551	5,636	▲16,915	▲75.01
預金利子	22,551	4,666	▲17,885	▲79.31
雑入	0	970	970	皆増
歳 入 計	558,140,214	521,789,806	▲36,350,408	▲6.51

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和元年度	令和 2 年度	元～2 増減額	元～2 増減率
1 款 議会費	1,171,755	910,590	▲261,165	▲22.29
議会費	1,171,755	910,590	▲261,165	▲22.29
2 款 総務費	169,064,738	165,691,537	▲3,373,201	▲2.00
一般管理費	168,737,016	165,415,465	▲3,321,551	▲1.97
公平委員会費	27,994	0	▲27,994	皆減
選挙管理委員会費	30,184	0	▲30,184	皆減
監査委員費	269,544	276,072	6,528	2.42
3 款 民生費	352,745,665	313,213,145	▲39,532,520	▲11.21
老人福祉費	352,745,665	313,213,145	▲39,532,520	▲11.21
4 款 諸支出金	16,760,100	14,222,241	▲2,537,859	▲15.14
財政調整基金費	16,760,100	14,222,241	▲2,537,859	▲15.14
5 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	539,742,258	494,037,513	▲45,704,745	▲8.47
歳入歳出差引額	18,397,956	27,752,293	9,354,337	50.84

● 特別会計決算の状況

ア 歳入

(単位：円、%)

科 目	令和元年度	令和 2 年度	元～2 増減額	元～2 増減率
1 款 市町村支出金	17,544,624,503	17,585,271,567	40,647,064	0.23
保険料等負担金	7,470,332,000	7,689,108,972	218,776,972	2.93
療養給付費負担金	8,068,537,056	7,858,872,947	▲209,664,109	▲2.60
保険基盤安定負担金	2,005,755,447	2,037,289,648	31,534,201	1.57
2 款 国庫支出金	35,276,624,840	35,729,072,364	452,447,524	1.28
療養給付費負担金	25,299,224,827	25,778,321,072	479,096,245	1.89
高額医療費負担金	436,619,367	461,858,352	25,238,985	5.78
調整交付金	9,226,012,000	9,370,649,000	144,637,000	1.57
事業費補助金	24,515,825	21,795,368	▲2,720,457	▲11.10
円滑運営臨時特例交付金	290,206,821	90,453,572	▲199,753,249	▲68.83
災害臨時特例補助金	46,000	5,995,000	5,949,000	12932.61
円滑運営事業費補助金	0	0	0	—
3 款 県支出金	8,565,826,639	8,431,951,394	▲133,875,245	▲1.56
療養給付費負担金	8,090,785,272	7,934,314,788	▲156,470,484	▲1.93
高額医療費負担金	436,619,367	461,790,606	25,171,239	5.77
財政安定化基金交付金	0	0	0	—
保健事業補助金	38,422,000	35,846,000	▲2,576,000	▲6.70
4 款 支払基金交付金	41,686,403,303	40,769,159,042	▲917,244,261	▲2.20
後期高齢者交付金	41,686,403,303	40,769,159,042	▲917,244,261	▲2.20
5 款 特別高額医療費共同事業交付金	26,714,152	36,419,589	9,705,437	36.33
特別高額医療費共同事業交付金	26,714,152	36,419,589	9,705,437	36.33
6 款 財産収入	146,867	34,302	▲112,565	▲76.64
利子及び配当金	146,867	34,302	▲112,565	▲76.64
7 款 繰入金	352,745,665	313,213,145	▲39,532,520	▲11.21
一般会計繰入金	352,745,665	313,213,145	▲39,532,520	▲11.21
後期高齢者医療給付基金繰入金	0	0	0	—
8 款 繰越金	1,885,484,914	811,090,236	▲1,074,394,678	▲56.98
繰越金	1,885,484,914	811,090,236	▲1,074,394,678	▲56.98
9 款 県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
県財政安定化基金借入金	0	0	0	—
10 款 諸収入	228,042,995	168,697,665	▲59,345,330	▲26.02
延滞金	97,400	47,300	▲50,100	▲51.44
過料	0	0	0	—
加算金	0	108,064	108,064	皆増
預金利子	593,484	135,346	▲458,138	▲77.19
第三者納付金	217,092,079	155,440,986	▲61,651,093	▲28.40
返納金	10,260,032	12,949,339	2,689,307	26.21
雑入	0	16,630	16,630	皆増
歳 入 計	105,566,613,878	103,844,909,304	▲1,721,704,574	▲1.63

イ 歳出

(単位：円、%)

科 目	令和元年度	令和２年度	元～2 増減額	元～2 増減率
1 款 総務費	379,203,665	345,032,215	▲34,171,450	▲9.01
一般管理費	379,203,665	345,032,215	▲34,171,450	▲9.01
2 款 保険給付費	102,338,494,314	99,795,408,152	▲2,543,086,162	▲2.48
療養給付費	96,108,742,547	93,542,665,676	▲2,566,076,871	▲2.67
訪問看護療養費	430,017,116	497,009,784	66,992,668	15.58
特別療養費	0	0	0	—
移送費	0	0	0	—
審査支払手数料	302,089,066	287,821,558	▲14,267,508	▲4.72
療養費	1,035,518,688	910,752,861	▲124,765,827	▲12.05
高額療養費	3,983,777,972	4,071,759,850	87,981,878	2.21
高額介護合算療養費	102,498,925	109,235,634	6,736,709	6.57
葬祭費	375,850,000	376,000,000	150,000	0.04
傷病手当金	0	162,789	162,789	皆増
3 款 特別高額医療費共同事業拠出金	22,297,611	33,323,311	11,025,700	49.45
共同事業拠出金	22,235,387	33,261,380	11,025,993	49.59
共同事業事務費拠出金	62,224	61,931	▲293	▲0.47
4 款 保健事業費	119,701,000	111,034,000	▲8,667,000	▲7.24
健康診査費	76,845,000	71,692,000	▲5,153,000	▲6.71
その他健康保持増進費	42,856,000	39,342,000	▲3,514,000	▲8.20
5 款 基金積立金	146,867	59,283,302	59,136,435	40265.30
医療給付基金積立金	143,867	31,927	▲111,940	▲77.81
保健事業等支援基金積立金	3,000	59,251,375	59,248,375	1974945.83
6 款 公債費	0	0	0	—
利子	0	0	0	—
7 款 諸支出金	1,895,680,185	1,158,619,188	▲737,060,997	▲38.88
保険料還付金	17,060,650	18,981,890	1,921,240	11.26
償還金	1,878,584,235	1,139,635,198	▲738,949,037	▲39.34
還付加算金	35,300	2,100	▲33,200	▲94.05
8 款 予備費	0	0	0	—
予備費	0	0	0	—
歳 出 計	104,755,523,642	101,502,700,168	▲3,252,823,474	▲3.11
歳入歳出差引額	811,090,236	2,342,209,136	1,531,118,900	188.77

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
昭和 36 年 04 月	● 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年 01 月	● 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 ▶ 70 歳以上の高齢者の自己負担を無料化
昭和 58 年 02 月	● 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 ▶ 高齢者の一部負担金制度を導入
平成 09 年 08 月	● 厚生労働省「21 世紀の国民医療－良質な医療と皆保険制度確保への指針」 ▶ 「増大する一方の高齢者医療費を全国民が公平に支える制度として、高齢者を対象とする独立した保険制度の創設」
平成 11 年	● 老人保健拠出金不払い運動
平成 12 年 12 月	● 老人保健法の一部改正（定率負担の導入等）に伴う参議院国民福祉委員会の附帯決議 ▶ 「新たな高齢者医療制度等の創設については、早急に検討し、平成 14 年度に必ず実施すること」
平成 13 年 01 月	● 高齢者の一部負担金に対する定率負担を導入
平成 13 年 03 月	● 社会保障改革大綱を策定（政府・与党社会保障改革協議会） ▶ 平成 14 年度には高齢者医療制度の見直しを始めとする医療制度改革の実現を図る
平成 14 年 08 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項 ▶ 「医療保険制度体系の在り方、新たな高齢者医療制度の創設、診療報酬体系見直し等についての基本方針を平成 14 年度中に策定する」
平成 15 年 03 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づく基本方針（閣議決定） ▶ 「高齢者医療は、75 歳以上の後期高齢者と 65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者のそれぞれの特性に応じた新たな制度」 ▶ 「後期高齢者については、加入者の保険料、国保及び被用者保険からの支援並びに公費により賄う新たな制度に加入する」
平成 17 年 12 月	● 医療制度改革大綱を策定（政府・与党医療改革協議会） ▶ 75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度を創設する指針が示される。
平成 18 年 06 月	● 健康保険法等の一部を改正する法律 施行 ▶ 「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」と改め、内容を全面改訂。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 19 年 02 月	● 山梨県後期高齢者医療広域連合設立
平成 20 年 04 月	● 後期高齢者医療制度（高齢者の医療の確保に関する法律）施行 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置（以後継続） ▶ 均等割の軽減 … 7 割軽減を受ける方について、8.5 割軽減とする。 ▶ 所得割の軽減 … 所得割を負担する方のうち、所得額が 58 万円以下の方について 5 割軽減とする。 ● 被用者保険の被扶養者の保険料負担を 20 年 9 月まで凍結し、21 年 10 月から 21 年 3 月まで 9 割軽減とする。（以後継続） ● 平成 20・21 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 小菅村については、平成 15～17 年度の 1 人当たりの医療給付費が県平均よりも約 38% 低いことから、不均一賦課を採用し、平成 20～25 年度までの 6 年をかけて、段階的に均一保険料に近づけていく。不均一による減額分は国と県が 1/2 ずつ負担する。 ▶ 所得割率 5.90% 均等割額 31,355 円 賦課限度額 500,000 円
平成 20 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：108,596 人 賦課総額：5,439,583,560 円 1 人当たり：50,090 円（軽減後）
平成 20 年 09 月	● 負担区分の誤りによる被保険者証の誤送付について記者発表（甲府市） ● 年金天引きプログラムのミスについて記者発表（富士吉田市）
平成 20 年 11 月	● 負担区分変更に伴う 4 市町 6 人の被保険者証発行誤りについて記者発表（広域連合）
平成 21 年 04 月	● 7 割軽減を受ける方のうち、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）である世帯に属する方について、9 割軽減とする特例措置を追加（以後継続） ● 保険料の支払方法について、口座振替と年金天引きの選択を可能とする。
平成 21 年 05 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について（平成 21 年 5 月 20 日保高発第 0520001 号） ▶ 悪質滞納者のみを対象とすること。
平成 21 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：110,906 人 賦課総額：5,114,304,440 円 1 人当たり：46,113 円（軽減後）
平成 21 年 10 月	● 後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の厳格な運用の徹底について（平成 21 年 10 月 26 日保発 1026 第 1 号） ▶ 原則として交付しないこと。
平成 22 年 04 月	● 医療保険制度の安定を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律 施行（平成 22 年法律第 35 号） ▶ 被用者保険等保険者は、後期高齢者支援金の 1/3 を総報酬割で算定する。 ▶ 財政安定化基金について、保険料の引き上げの抑制に活用可能とする。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 22 年 04 月	● 平成 22・23 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.28% 均等割額 38,710 円 賦課限度額 500,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 6.40% 均等割額 34,064 円 賦課限度額 500,000 円
平成 22 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：113,029 人 賦課総額 5,146,216,020 円 1 人当たり：45,530 円（軽減後）
平成 22 年 12 月	● 高齢者医療制度改革会議 最終取りまとめ ▶ 後期高齢者医療制度を廃止し、75 歳以上の者も現役世代と同様に国保か被用者保険に加入することとしたうえで、「公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化」「都道府県単位の財政運営」といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指す。 ● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置を（制度廃止まで）延長する。
平成 23 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：114,834 人 賦課総額 5,239,851,150 円 1 人当たり：45,629 円（軽減後）
平成 24 年 02 月	● 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定） ▶ 高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ▶ 具体的内容について、関係者の理解を得たうえで、平成 24 年度通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。
平成 24 年 04 月	● 賦課限度額 50 万円を 55 万円とする。 ● 平成 24・25 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 39,670 円 賦課限度額 550,000 円 ※ 不均一保険料率等（小菅村） ▶ 所得割率 7.30% 均等割額 37,289 円 賦課限度額 550,000 円
平成 24 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：116,363 人 賦課総額 5,577,058,000 円 1 人当たり：47,928 円（軽減後）
平成 24 年 08 月	● 社会保障制度改革推進法成立 ▶ 「今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。」（法第 6 条第 4 号）
平成 25 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,041 人 賦課総額 5,706,466,610 円 1 人当たり：48,343 円（軽減後）
平成 25 年 08 月	● 社会保障制度改革国民会議 報告書 ▶ 「後期高齢者医療制度については、創設から既に 5 年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面報酬割の導入を始め、必要な改善を図っていくことが適当である。」

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 25 年 12 月	● 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律 成立 ▶ 持続可能な医療制度を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 ・ 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 2 条に規定する所要の措置 ・ 国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策 ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 ・ 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の全てを標準報酬総額に応じた負担とすること ・ 低所得者の負担に配慮しつつ行う 70 歳から 74 歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し等 ▶ 上記等の措置の実施状況等を踏まえ、高齢者医療制度の在り方について、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うものとする。
平成 26 年 04 月	● 賦課限度額 55 万円を 57 万円とする。 ● 平成 26・27 年度保険料率等（※） ▶ 所得割率 7.86％ 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円 ※ 小菅村の不均一賦課期間が終了したため、全県均一の保険料率等となった。 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。単身世帯も対象とする。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 26 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：118,800 人 賦課総額 5,753,068,130 円 1 人当たり：48,426 円（軽減後）
平成 26 年 08 月	● 保険料賦課額の減額等に係る取扱いについて（平成 26 年 8 月 5 日保高発 0805 第 1 号） ▶ 後期高齢者医療の保険料の賦課権に係る期間制限について、法令上、消滅時効等に係る規定がないため、徴収権と同様の取扱いが示されていたが、大阪高等裁判所の介護保険料減額更正請求事件判決が確定したことを受けて、後期高齢者医療の保険料についても、平成 26 年度分までの減額賦課について期間制限に服さない取扱いとすることが示された。 ▶ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、後期高齢者医療の保険料の賦課権について平成 27 年度以降の保険料について、2 年間の期間制限が設けられた。
平成 27 年 01 月	● 医療制度改革骨子（平成 27 年 1 月 13 日 社会保障制度改革推進本部決定） ① 国民健康保険の安定化 ・ 財政支援の拡充（H27～）財政運営責任の都道府県移行（H30～） ② 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ・ 1/3（現在）→ 1/2（H27）→ 2/3（H28）→ 全面報酬割（H29） ・ 拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	③ 協会健保の国庫補助率の安定化と財政特例措置 ・ 国庫補助率を当分の間 16.4%と定める ④ 医療費適正化計画の見直し ・ 都道府県が、地域医療構想と整合的な目標を医療費適正化計画の中に設定 ・ 地域包括ケア推進等の為の指標の見直しや、後発医薬品の使用割合等の追加 ⑤ 個人や保険者による予防・健康づくりの促進 ・ 加入者へのヘルスケアポイントの付与等について、保険者が保健事業の中で実施できることを明確化 ・ H30 から、見直し後の後期高齢者支援金の加算・減算制度を開始 ⑥ 負担の公平化等 ・ 入院時食事療養費の段階的見直し（H28～）低所得者・難病患者等は据置き ・ 紹介状なしで大病院を受診する場合等の定額負担の導入（H28～） ・ 所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し（H28 から 5 年かけて） ・ 後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）を原則的に本則に戻す（H29～） ※ 激変緩和措置については、今後検討 ⑦ 患者申出療養（仮称）の創設
平成 27 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 27 年 05 月	● 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律 成立 ▶ 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化、医療費適正化の推進、患者申出療養の創設等の措置を講ずる。 ・ 国民健康保険の安定化 ○ 国保への財政支援の拡充。 ○ 平成 30 年度からは、都道府県が財政運営の責任主体。 ・ 後期高齢者支援金の全面報酬割の導入 ○ 被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面報酬割を実施。 ・ 負担の公平化等 ① 入院時食事代の段階的引上げ。 ② 紹介状なしの大病院受診時の定額負担の導入 ③ 健康保険の保険料算定基礎となる標準報酬月額の上限を引き上げ ・ その他 ① 協会健保の国庫補助率を当分の間 16.4%とするとともに、法定準備金を超える準備金に係る国庫補助額の特例的な減額措置を講ずる。 ② 被保険者の所得水準の高い国保組合への国庫補助について、所得水準に応じた補助率に見直し。 ③ 医療費適正化計画の見直し、予防・健康づくりの促進 ④ 患者申出療養を創設
平成 27 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：120,405 人 賦課総額 5,713,552,570 円 1 人当たり：47,453 円（軽減後）
平成 28 年 04 月	● 平成 28・29 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 570,000 円

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
平成 28 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。
平成 28 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：122,516 人 賦課総額 5,950,159,990 円 1 人当たり：48,566 円（軽減後）
平成 28 年 12 月	● 保険料軽減判定におけるシステム誤りについて （平成 28 年 12 月 27 日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡） ▶ 後期高齢者医療制度発足（平成 20 年）以来、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」の設定に誤りがあり、一部の被保険者について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてきたもの。 ・ 保険料の均等割部分の軽減判定所得の計算において、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来、軽減判定用に計算した繰越損失額を用いる必要があるところ、確定申告上の繰越損失額を用いて計算していた。
平成 29 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の変更 ▶ 5 割軽減を 2 割軽減に変更 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 ▶ 9 割軽減を 7 割軽減に変更
平成 29 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：125,306 人 賦課総額 6,381,468,540 円 1 人当たり：50,927 円（軽減後） ● 後期高齢者医療保険料の還付手続きの不適正処理について記者発表（富士川町）
平成 30 年 04 月	● 平成 30・31 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 620,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 賦課限度額 57 万円を 62 万円とする。 ● 所得額が 58 万円以下の方の所得割軽減特例の廃止 ▶ 2 割軽減を廃止 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の変更 ▶ 7 割軽減を 5 割軽減に変更

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	● 住所地特例対象者の追加 ▶ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 29 年政令第 258 号）により県外の施設等に入所している山梨県内の国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険被保険者になった場合に、山梨県後期高齢者医療広域連合の被保険者となることに変更されました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）
平成 30 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：127,584 人 賦課総額 6,814,729,920 円 1 人当たり：53,414 円（軽減後）
平成 30 年 08 月	● 高額療養費制度の見直しに伴う限度額適用認定証の交付 ▶ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 210 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 97 号）により制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平及び負担能力に応じた負担を求める観点から、高額療養費の算定基準額等の見直しが行われた。（平成 30 年 8 月 1 日施行） ・ 現役並み所得者の高額療養費の算定基準額となる所得区分がⅠ、Ⅱ及びⅢに細分化され、所得区分Ⅰ及びⅡの被保険者に対して申請により限度額適用認定証を交付。
平成 31 年 04 月	● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ▶ 均等割の軽減率 … 9 割軽減を 8 割軽減に変更。 ● 元被扶養者の均等割軽減特例の見直し ▶ 5 割軽減を軽減なしに変更。 （ただし、資格取得後 2 年経過する月までの間に限り 5 割を軽減）
令和元年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：130,165 人 賦課総額 7,338,191,260 円 1 人当たり：56,376 円（軽減後）
令和元年 12 月	● 全世代型社会保障検討会議 中間報告 ▶ 以下の方向性に基づき、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者入りする 2022 年度初までに改革を実施できるよう、最終報告の取りまとめ後 社会保障審議会の審議を経て 翌年夏までに成案を得た後に速やかに必要な法制上の措置を講じることとした。 ・ 後期高齢者（現役並み所得者以外）であっても一定所得以上の方については、窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方については 1 割とする ・ 高齢者の疾病・生活状況等の実態を踏まえ、具体的な施行時期や 2 割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討を行う。
令和 02 年 04 月	● 令和 2・3 年度保険料率等 ▶ 所得割率 7.86% 均等割額 40,490 円 賦課限度額 640,000 円 ● 均等割額の 5 割軽減及び 2 割軽減の対象を拡大 ▶ 5 割軽減 … 所得基準額の拡大。 ▶ 2 割軽減 … 所得基準額の拡大。

Ⅳ 年 表

年 月	内 容
	● 賦課限度額 62 万円を 64 万円とする。
令和 02 年 05 月	● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被用者に対する傷病手当金の支給 並びに保険料の減免措置の実施 ▶ 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について（令和 2 年 3 月 10 日事務連絡）に基づき、同感染症の感染拡大の防止に向けた臨時的な措置を実施するため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 86 条第 2 項に規定する傷病手当金の支給について、山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例並びに同施行規則の一部改正を実施（令和 2 年 5 月 29 日施行） ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について（令和 2 年 4 月 8 日事務連絡）に基づき、同感染症の影響を受けた被保険者を保険料減免の対象に含めるため、山梨県後期高齢者医療広域連合保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱の一部改正を実施。（令和 2 年 5 月 29 日施行、令和 2 年 2 月 1 日適用）
令和 02 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：130,959 人 賦課総額 7,595,601,770 円 1 人当たり：58,000 円（軽減後）
令和 02 年 12 月	● 全世代型社会保障検討会議 最終報告（令和 2 年 12 月 15 日） 今回の改革においては、これらを総合的に勘案し、後期高齢者（75 歳以上。現役並み所得者は除く）であっても課税所得が 28 万円以上（所得上位 30％）かつ年収 200 万円以上（単身世帯の場合。複数世帯の場合は、後期高齢者の年収合計が 320 万円以上の方）の方に限って、その医療費の窓口負担割合を 2 割とし、それ以外の方は 1 割とする。 今回の改革の施行時期については、施行に要する準備期間等も考慮し、令和 4 年度（2022 年度）後半までの間で、政令で定めることとする。 また、施行に当たっては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2 割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後 3 年間、1 月分の負担増を、最大でも 3,000 円に収まるような措置を導入する。
令和 03 年 04 月	● 低所得者に対する保険料軽減の特例措置の見直し ▶ 均等割の軽減率 … 7.75 割軽減を本則どおりの 7 割軽減に変更。 ● 均等割額の軽減対象となる要件の見直し
令和 03 年 07 月	● 保険料本算定 ▶ 対象者：130,241 人 賦課総額 7,600,875,160 円 1 人当たり：58,360 円（軽減後）

後期高齢者医療制度の概要（令和２年度版）

令和３年１０月 発行

発行 山梨県後期高齢者医療広域連合

〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35

山梨県自治会館 2F

TEL 055-236-5671／ Fax 055-235-6373
